

平成30年第1回大分県議会定例会
予算特別委員会会議記録（第2号）

1 委員会を開催した年月日、時刻及び場所

平成30年3月15日
 午前10時 から
 午後 3時24分まで
 本会議場において

2 出席した委員の氏名

委員 長	衛藤 明和
副委員 長	毛利 正徳
志村 学	木田 昇
麻生 栄作	羽野 武男
衛藤 博昭	二ノ宮健治
森 誠一	守永 信幸
大友 栄二	藤田 正道
吉富英三郎	原田 孝司
井上 明夫	小嶋 秀行
駕海 豊	馬場 林
木付 親次	尾島 保彦
古手川正治	玉田 輝義
土居 昌弘	平岩 純子
嶋 幸一	久原 和弘
油布 勝秀	戸高 賢史
濱田 洋	吉岡美智子
元吉 俊博	河野 成司
末宗 秀雄	荒金 信生
御手洗吉生	堤 栄三
近藤 和義	桑原 宏史
阿部 英仁	三浦 正臣
後藤慎太郎	

3 欠席した委員の氏名

なし

4 出席した委員外議員の氏名

なし

5 出席した県側関係者

総務部長	尾野 賢治
総務部理事兼審議監	和田 雅晴
財政課長	佐藤 章
税務課長	吉富 智昭
行政企画課長	幸 清二
総務部参事監兼人事課長	藤原 隆司
市町村振興課長	山田 雅文
県有財産経営室長	中園 幸治
知事室長	大塚 浩
県政情報課長	石松 久典
法務室長	廣末 隆
総務事務センター所長	姫野 浩之
財政課財政企画監	渊野 勇
人事課人事企画監	渡辺 淳一
人事課給与厚生監	岩尾 誠二
市町村振興課市町村振興監	柳井 孝則
行政企画課総務企画監	藤田寿美恵
税務課課長補佐	末田 雄一
県有財産経営室室長補佐	高山 泰信
財政課主幹	小野 宏
財政課主幹	今井 睦
財政課主幹	朝久野 理
財政課主幹	安部 祐介
財政課副主幹	松垣 安城
.....	
議会事務局長	酒井 薫
議会事務局次長	竹野 泰弘
議会事務局参事監兼 総務課長	斉藤 和郎
議会事務局政策調査課長	秋吉 一徳
人事委員会事務局長	下郡 政治
人事委員会事務局 公務員課長	細川 浩明
労働委員会事務局長	太田 尚人
労働委員会事務局 調整審査課長	後藤 大
監査事務局長	安部 雄一
監査事務局次長兼第一課長	疋田 敏彦
監査事務局第二課長	和田慎一郎

会計管理者兼会計管理局長 小石 英毅
 会計管理局会計課長 田所 誠二
 会計管理局用度管財課長 安藤 公典
 会計管理局審査・指導室長 三宮 和彦

.....
 企業局長 草野 俊介
 企業局次長 佐保 哲康
 総務課長 岡田 倫明
 工務課長 長井 篤
 総合管理センター長 鈴木 雅彦
 総務課総務企画監 森 和浩
 工務課工務調整監 本林 純一
 工務課発電所リニューアル推進監 亀山 英弘
 総務課経営企画班主幹 穴井 光喜
 総務課総務調整班主幹 深藏 亮一
 総務課契約管財班課長補佐 東 正志
 総務課出納決算班課長補佐 徳永 晃
 工務課発電管理班主幹 藤村 敬
 工務課工業用水管理班主幹 安部 英治
 工務課土木施設班主幹 後藤 裕三

6 付託事件

第1号議案から第15号議案まで

7 会議に付した事件の件名

- ① 歳入予算全般
- ② 総務部関係予算
- ③ 議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、会計管理局関係予算
- ④ 企業局関係予算

8 議事の経過

衛藤委員長 おはようございます。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。

なお、審査に当たっては、運営要領に従い、円滑に運営できるよう、御協力をお願いいたします。

この際、付託された予算議案を一括議題とし、

これより歳入予算関係の審査に入りますが、説明は簡潔かつ明瞭にお願いします。

—————→…←—————
歳入予算全般

衛藤委員長 それでは、歳入予算関係について執行部の説明を求めます。

尾野総務部長 第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、歳入予算について説明をいたします。

事前に配付をしております予算特別委員会資料（歳入全般）をごらんください。この表は、歳入予算について、款別に、30年度当初予算案、29年度当初予算額、増減額、伸び率をあらわしたものです。

左下の歳入合計欄の一つ右にありますように、当初予算案は6,169億4,500万円であり、その右の29年度当初予算額6,098億600万円と比べますと71億3,900万円の増、伸び率で1.2%の増となっております。

歳入予算の主な内容について、今ごらんいただいております資料と、予算に関する説明書により説明をいたします。

まず、表の一番上、第1款県税については、30年度当初予算案Aにありますように、1,257億円で、その右の29年度当初予算額Bと比較すると33億円の増、率にして2.7%の増となっております。これは個人所得や企業業績の改善等によるものです。

詳細につきまして、予算説明書の5ページをお開きください。5ページであります。

まず、第1項県民税、第1目個人についてであります。左手から2列目、本年度予算額にありますとおり、346億4,964万8千円あります。個人所得の回復に伴う所得割の増により、比較欄のとおり、7億8,643万3千円の増となっております。

次に、その下の第2目法人45億5,042万6千円と、7ページの下、第2項事業税、第2目法人247億6,243万7千円、この二つの合計がいわゆる法人二税でありますけれども、さきほどの別途配付の資料のA欄の上から二つ目にありますとおり、合計すると293億

1, 286万3千円となっております。これは円安等を背景とした企業業績の改善等により、20億1, 887万円の増となっております。

次に、予算説明書9ページをお開きください。第3項地方消費税であります。右肩にありますように、310億4, 094万8千円を計上しております。

第1目譲渡割については、4列目比較欄にありますとおり、6億3, 166万4千円の増となっております。これは、景気回復に伴い、個人消費が向上していることを見込んだものであります。

第2目貨物割は、輸入取引を対象とするものでありますけれども、県内での原油輸入量の減少が見込まれることから、10億7, 038万8千円の減を見込んでおります。

次に、14ページをお開きください。第8項軽油引取税については、91億3, 688万7千円、前年度比で3億5, 545万5千円の増となります。これは、公共事業などの増加等に伴う軽油需要の増加を見込んだものであります。

資料にお戻りいただきまして、上から三つ目の第2款地方消費税清算金については、443億1, 100万円を計上しております。これは、税務署に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、各都道府県間で清算するものでありますけれども、地方財政計画における全国ベースの個人消費の動向等を踏まえ、前年度と比べ11億2千万円の増、率にして2.6%の増を見込んでおります。

その下の第3款地方譲与税については、207億2, 300万円、対前年度比2億3, 600万円の増となっております。これは、地方譲与税の大半を占める地方法人特別譲与税が、さきほど申し上げました法人二税同様、企業業績の改善等により増額することが要因となっております。

次に、第5款地方交付税1, 675億円と、表の下から三つ目の、地方交付税の振りかわりであります臨時財政対策債255億5, 900万円との合計については、表の一番下に示して

おりますけれども、1, 930億5, 900万円となっております。前年度と比べ34億8, 700万円の減となっております。これは、県税収入等の増に伴って減額を生ずるものでございます。

次に、第7款分担金及び負担金は、38億9, 126万円と、前年度から5, 376万3千円の増となっております。これは、公共事業や県立スポーツ施設の建設事業費の変動等に伴う市町村負担金の増によるものであります。

その下の第8款使用料及び手数料については、77億9, 293万3千円と、前年度に比べ1億4, 117万7千円の減となっております。これは、生徒数の減による県立学校授業料や運転免許関係手数料の減収が主な要因であります。

その下の第9款国庫支出金については、931億7, 062万3千円と、前年度比で8, 012万円の減となっております。

主なものにつきまして、予算説明書の44ページをお開きください。第1項国庫負担金、第3目保健環境費国庫負担金については、左から4列目、比較欄にありますように、2億4, 676万4千円の減となっております。これは、29年度集中的に整備した地域密着型介護サービス事業所、いわゆるグループホームですけれども、これらの整備が減少することなどによるものであります。

次に、47ページをお開きください。第2項国庫補助金、第2目福祉生活費国庫補助金については、12億9, 553万5千円の減となっております。これは、30年度から国保の広域化を見据えた国民健康保険財政安定化基金への積み立てが完了したことなどによるものであります。

次に、65ページをお開きください。第10目災害復旧費国庫補助金は、九州北部豪雨や台風18号災害の復旧のため18億9, 481万9千円の増となります。

また、資料にお戻りいただきまして、第10款財産収入については、15億1, 110万9千円と、前年度比で1億1, 361万8千円の増となっております。これは、不動産売り払い

収入において、旧大分東警察署や玖珠地区教職員住宅の売却を見込んでいることなどによるものであります。

次に、二つ下の第12款繰入金についてですが、235億6,612万4千円と、前年度比で53億249万9千円の増となっております。これは、県有施設の整備等のため、あらかじめ確保していた特定目的基金をできる限り活用したことによります。他方、財政の健全性を堅持するため、財政調整用基金の取り崩しは極力抑制をしたところであります。

詳細につきまして、予算説明書の84ページをお開きください。第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金30億円と、第3目の減債基金繰入金の一部58億円がいわゆる財政調整用基金となりますけれども、前年度に比べ4億円減の88億円としております。

また、第4目県有施設整備基金繰入金については、県有施設の老朽化対策等のため50億1,995万5千円、前年度比で19億3,495万5千円の増となっております。

三つ下の、第7目芸術文化基金繰入金については、国民文化祭開催経費等のため6億6,789万9千円の増の7億8,648万3千円としております。

その一つ下の、第8目県立文化・スポーツ施設等整備基金繰入金については、県立スポーツ施設や芸術文化短期大学の建設工事の本格化のため、28億5,109万5千円増の35億8,182万7千円としております。

また資料にお戻りをいただきまして、下から5番目、第14款諸収入につきましては、572億874万2千円と、前年度に比べ4億2,503万8千円の増となっております。これは、旺盛な企業進出意欲に対応するため、県土地開発公社が行う工業団地造成事業費の貸付枠を増額したことなどによるものです。

最後に、その下の第15款県債であります。706億8,900万円と、前年度に比べ6億4,200万円の減となります。これは、さきほど申し上げました、一つ下の臨時財政対策債が減額したことなどによるものであります。

以上をもちまして、平成30年度当初予算案の歳入全般についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

この際、委員の皆さん方に申し上げます。

これより質疑に入りますが、本委員会での質疑は、事前に通告のあった委員を優先して指名します。発言は、私から指名を受けた後、起立し、発言願います。発言の際は、お手元のマイクを使用してください。

質疑は、付託された予算議案に対する内容にとどめるとともに、説明資料名、ページ及び事業名等を明らかにしてください。質疑の方法は、一人一括問答方式となっており、質疑は関連質疑も含め、一人5分以内、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いいたします。

なお、関連質疑は、関連した内容にとどめ、関連以外の質疑にわたらないようお願いいたします。また、執行部に対し、資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前の通告者が3名おります。

それでは、順次指名してまいります。

堤委員 おはようございます。まず、歳入の関係ですけども、先日、財政見直し試算というのがありまして、その中で、県税の伸びが、国の名目成長率を参考にして試算をされておりました。消費税は来年10月に増税予定となっていますけども、これが上がれば、成長率は当然その減少する。これ、8%の増税のときに、長く成長がとまったという現状から考えると、思われるんですけども、そういう状況の中でも県税の伸びが大きく伸びるというのは考えにくいんですけども、それをどう考えているのかということが一つ。

それと、委員長、さっき説明の中で気がつい

た点がありますので、質問通告はありませんけれども、ちょっとそれは発言をさせていただきたいと思えます。（「はい」と言う者あり）

さきほど部長のほうから、県民税と地方消費税の関係で、景気回復の結果、個人所得割が増えたり、また個人消費が伸びているというふうには報告されておりますけれども、個人消費というのは大体その全体のGDPの大体6割を占めておるんですけど、これがどういう状況で伸びているという判断をされているかということをお教えいただきたいのと、あと、これ税務課になるのかな。大分県内の赤字の法人、比率がどれくらいあるかということをお教えください。以上。

佐藤財政課長 私のほうから、財政収支見直しの中の県税の試算のやり方、そんなに伸びないんじゃないかということについてお答えをさせていただきます。

今回の見直しの試算におきましては、国の中長期の経済財政に関する試算など、国が示している試算、計画等を参考に、本県個別の施設整備計画等を加味した機械的に算出したものであります。県税につきましても、消費税率の改定も踏まえた、国のさきほど申し上げました中長期経済財政に関する試算、これで用いられている名目成長率を根拠に、経済成長の効果が地方税について1年おくれで反映されると見まして、機械的に算出しております。

よって、これまで例年試算をしておりますけれども、同様に、個別に県税の状況について本県独自に試算するというのはなかなか困難ということで、例年こういったやり方で県税の試算をさせていただいております。以上でございます。

吉富税務課長 さきほど、県民税と地方消費税の個人の所得割についてという御質問でした。

個人の所得割につきましては、7割を占める個人の給与所得の、給与所得者の毎月勤労統計調査というのをしております。その伸びによりまして算定をいたしました。地方消費税につきましても同様に、個人所得の伸びということで、譲渡割につきましては見込んでおるところでございます。

それと、県内の赤字法人の比率でございます。本県本店法人、本県に本店のある法人の欠損割合につきましては、約7割、70%と把握しております。以上です。

堤委員 どうも。試算に関しては、私たちそういうふうな機械的な判断するしか方法はないという、分かるんですよ。ただ、その数字が結構ひとり歩きしちゃうんですね。伸びると。そうすると、実際の結果からすると、違う部分も当然出てくるわけですから、そういうところ慎重にこれは試算をしていただきたいというふうに思いますし、地方消費税の関係で個人消費が伸びていると。さきほどの個人所得割のやつは給与の関係が伸びていると。個人消費、地方消費税については、給与が伸びているから、この消費税の関係も伸びている。そういうふうな判断。それと別に何かあれば、それを教えてください。

吉富税務課長 申し訳ありません。譲渡割が、個人の関係、所得、消費に関するものなんですけれども、それにつきましては、大分県地方財政計画に基づいた数字に基づいて行っております。ただ、その補完する割合としては、そういった意味で個人の消費も伸びているというのを補完要因としております。

堤委員 個人消費が伸びているという、そういう実際の数字的には、じゃ、どういうふうになっているの。

吉富税務課長 後で資料をお持ちします。

衛藤委員長 いいですか。

守永委員 ありがとうございます。平成30年度予算に関する説明書の5ページから15ページにかけてなんですが、諸税の滞納繰り越し分の徴収率で、県民税については個人で32.2%、法人税19.8%、事業税の個人では29.2%、法人では11.0%、不動産取得税では28.9%、自動車税では30.9%といった徴収率を設定してあるんですが、この徴収率の設定については、何をもとに設定をしているのか教えてください。

それと、滞納分で徴収が厳しいとは思いますが、どのような努力をされたのかお伺いします。

吉富税務課長 繰り越し分の徴収率についての御質問でございます。

滞納繰り越し分の徴収率につきましては、過去の徴収率の推移等を税目ごとに分析して算定しております。また、個別の滞納事案等の特殊要因がある場合には、それを勘案して算定しております。

また、個人県民税では、市町村への徴収職員の併任派遣など、連携した取組を実施しているということ。それと自動車税では、徴収職員だけでなく課税職員も含めて県税事務所全体で滞納整理に取り組んでいるところでございます。

また、ただし、資力があるにもかかわらず納付しない方には、搜索、差し押さえなど、厳正な滞納処分を実施するとともに、その一方で、納付をしたくても納付できないような方には、納税の猶予や滞納処分の停止を行うなど、生活実態に応じた対応をしております。以上です。

守永委員 ありがとうございます。滞納分ということで、かなり実態を見ながら苦労されているところがあるんじゃないかと思っておりますが、予算でこういう率を設定して、実績としてこの設定を下回らないということが大事なんだろうというふうには思うわけですが、その中で、かなり滞納分についての徴収率を維持するために努力もされているというのは、様子を見ても分かるんですが、今後、県税事務所のあり方についても議論がされると思うんですが、ぜひ徴収率を下げないということと、費用対効果という部分は確かにあると思うんですが、公平性をいかに保つかということも大事だろうと思っておりますし、県民の皆さんの利便性の確保も含めて、組織のあり方についても、今後ぜひ前向きな議論もお願いをしておきたいと思っております。

もし何かコメントをいただければ、コメントをいただければと思っておりますし、もう特にコメントがないようであれば、ぜひ努力をお願いして、終わりたいと思っております。

吉富税務課長 県税事務所の見直しに当たっては、地元の意見も伺いながら、今、丁寧に進めているところでございます。地元からは、

地域における税行政の一翼を担う県税事務所がなくなるということは、個人県民税の徴収業務を担う市町村との連携が弱まって、徴収率等に影響が生じるのではないかとといった意見もいただけてきました。現在、再編後も徴収率が下がることのないよう、市町村との連携を強化するとともに、統廃合により生じた人員を市町村へ派遣するなどの検討を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

衛藤委員長 いいですか。

土居委員 私からは、平成30年度予算に関する説明書の84ページ、基金繰入金について伺います。

予算発表時の資料によると、30年度末財政調整用基金残高は、安定的な財政運営に必要と考えられている324億円を52億円下回っています。大規模な災害など、不測の事態に備えた基金という性質を考慮すると、一時的に目標を下回することはやむを得ませんが、積み増しにしっかり取り組んでいただきますよう、まずはお願いしておきます。

そこで、基金に関して三つ伺います。

まず、一つ目は、財政調整用基金の取り崩しを抑制するため、特定目的基金を最大限活用したということですが、どのように工夫されたのかを伺います。

二つ目は、今回の活用によって特定目的基金の残高も気になるところですが、平成30年度末残高はいくらを見込んでいるのでしょうか。また、今後の活用に不足することはないのか伺います。

三つ目が、国では地方の基金残高の増加を地方交付税の削減に結びつけるような議論がなされております。今後の方向性について見解を伺います。

和田総務部理事兼審議監 まず、私のほうから、地方の基金残高の議論の今後の方向性についてお答えをさせていただきます。

この問題の経緯から付言して申し上げますと、昨年6月に決定されました骨太の方針2017におきまして、財務省のほうから国の赤字国債を発行する中で交付税措置をしていると。そ

ういった中で地方において基金が増加しているのは問題ではないか、地方交付税を減額して赤字国債の発行を抑制すべきでないか、そういった議論があったところでございます。骨太の方針におきましては、まずは総務省が全国調査を行いまして、基金の増加の背景や要因を分析するというふうにされたところでございます。その調査結果につきましては、昨年11月に公表されておりますけれども、基金残高につきましては、平成18年度末が13.6兆円、それが平成28年度末は21.5兆円というふうになっておりまして、この10年間で約8兆円増えているという状況でございます。

ただし、財務省の主張いたします交付税措置の関係で申し上げますと、税収が高くて交付税をもらっていない東京都等のような団体を除きますと、5.3兆円の増加という状況でございます。さらにその交付団体の5.3兆円の増加のうち、約4割につきましては、国の国庫支出金を伴うものであったり、あるいは合併に伴うもの、国の制度改正に伴うものということになっております。残り6割につきましては、これは本県も含めまして、各地方公共団体において行財政改革の努力に取り組みまして、そういった財源を将来の備えにためているという状況でございます。

こうした調査結果を踏まえまして、総務省におきましては、基金残高を理由に地方交付税を削減するのは適当ではないという見解を示しまして、平成30年度の地方財政対策におきましては、基金残高を理由として交付税の削減は行われていないという状況でございます。

しかしながら、この基金残高の問題の一番のターゲットは、来年の骨太の方針2018だろうというふうに考えております。現在、平成30年度までは地方の一般財源総額についてしっかり確保するという方針が骨太の方針で示されているところでございます。平成31年度以降どうするかということが、まさに骨太の方針2018で議論されまして、恐らくその中でこの基金の増加ということも論点になってくるというふうに考えておりますので、その議論の中で、

しっかり地方の立場を主張していくことが大事だというふうに考えております。以上であります。

佐藤財政課長 まず、私から、特定目的基金の活用について、どのように工夫をしたのかということについてお答えいたします。

本年度、29年度につきまして、大きな大規模災害が発生しまして、その復旧復興のために積極的に財政調整用基金を取り崩して対応いたしました。そのような中、30年度当初予算を編成するに当たりまして、できるだけ財政調整用基金の取り崩しを抑制して、324億に近い額で何とか基金の残高を保ちたいということで、特定目的基金を充当する事業を増やしたり、基金需要を見据えた規模是正などを行った上で、最大限特定目的基金を使うということで予算の編成作業を行ってまいりました。

具体的には、社会福祉振興基金というのがございますけれども、この充当事業を20事業から41事業と倍増したほか、屋内スポーツ施設、芸術文化短期大学の改修などに、施設の整備費にあらかじめ積み立てておいた県有施設整備基金を対前年で6割増しの50億円、それから県立文化・スポーツ施設等整備基金を36億円と、積極的に充当いたしましたところであります。

また、土地開発基金の積立額を10億円ほど持っておりますけれども、条例上の基本額というのが4億円でありまして、そこを規模是正6億円いたしまして、その是正額も踏まえまして、景気回復に伴い、投資意欲の旺盛な企業の県内の進出に向けて迅速に対応するというところで、企業立地促進等基金に20億円の積み増しを行ったところであります。

これらにより、30年度一般会計当初予算では、活用額145億円となりまして、29年度の当初予算と比べまして57億円の増となったところであります。

もう一つ、特定目的基金、それだけ使って30年度末いくらかということと、今後の活用に不足はないかということでございます。

県が保有する基金は30基金ございます。そのうち財政調整用基金二つを除きますと、28

の特定目的基金を持っておりまして、その残高は30年度末で約335億円となる見込みであります。このうち、国民健康保険財政安定化基金など、国の施策に基づいて国庫等を財源として積み立てた分の残高というのが117億ほどあります。それを除いて県独自に積み立てている分というのが約218億円になります。17基金ございます。残高についてはそういうことであります。

また、今後の活用について御心配をいただきましたけども、芸術文化短期大学の改修とか屋内スポーツ施設の整備などのために積み立てております県立文化・スポーツ施設等整備基金、また、一部でありますけども、ラグビーワールドカップ開催等のために積み立てているスポーツ振興基金、こういったものについては予定どおり活用できると見ております。

このほか、老朽化した県有施設の改修等を計画的に行うために積み立てております県有施設整備基金、約100億円ほど、今、残高ありますけども、これについて改修とか保全に毎年13億円ほど、例年、今、かかっております。改修や維持保全計画についてはしっかりと毎年毎年精査をしていきながら、ただ、長期的に、改修、保全にはお金がかかりますので、長期的に不足が生じないように、これまで同様に行革努力などによって適宜必要額を積み増しを行いたいと考えております。以上でございます。

土居委員 ありがとうございます。特定目的基金の工夫をして活用されているぐあいがよく分かりました。ただ、その改修とか維持にこれからもかかるので、極力注意をしながら、活用のほうをお願いいたします。

それから、国に対して骨太の2018、議会のほうからも要望をどんどんしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。（「まだ」と言う者あり）

衛藤委員長 関連。

原田委員 今、和田審議監と財政課長のお話を聞くと、いわゆる、言い方は悪いけど、減らさないために、財政調整用基金じゃなくて、特定目的基金のほうに振りかえを心がけているとい

うふうにお聞きできるんですけど、そういった考え方をやっているのかなというふうに思うんです。というのも、この大分県だけでなく県内の自治体、全国の自治体も同じような動きの中で、同じような動きがちょっと見えるものですから、ぜひそういった考え方というのを進めているのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

佐藤財政課長 質問ありがとうございます。今回、特定目的基金を活用したのは、確かに時期として国のほうで基金残高の議論がされている中なんですけども、私どものこの今回のその特定目的基金の積極的な活用の方針というのは、やはり29年度に大きな災害があつて、財政調整用基金を27億円取り崩しをいたしまして、なおかつ国の補正を積極的に受ける中で、30年度当初予算を編成するときに、今回結果的には88億円ということで対前年と比べると4億円の減のところでは財政調整用基金の取り崩しの抑制を図ったんですけども、もし特定目的基金の活用をしなければ、57億ほど特定目的基金を積極的に使っております。これがなければ大きく財政調整用基金を取り崩しをしないと悪いということで、今30年度で自然体で272億ということで残高、これに何とか年度中の節約とか節減とかを含めると、何とか324億に近づける形で確保、1割、標準財政規模の1割を確保できるのかなというところを、そこを見据えながら編成作業を行っておりましたので、定期的に確かにリンクするんですけども、決して目立たなくするためにこちらを使ったということではなくて、どちらかという、財政調整用基金を確保するためにこちらを積極的に使ったというのが今回の特定目的基金の活用の理由でございます。以上でございます。

衛藤委員長 いいですか。

以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

麻生委員 通告をしていなくて申し訳ないんですが、46ページからの国庫補助金について。

昨日もちょっと議論をさせていただきましたが、地方創生交付金の中で、昨日も話をしまし

たが、例えばRESASにかかわる部分で、それで補助金が認定されたものというのが、あるのかないのかだけ教えてください。

ほかにも、ほかの部局にも地方創生推進交付金出ているわけですが、もしある場合は、後ほどその対象事業名というか、それについての一覧表を資料としていただければ幸いです。

それから、半島振興法についても昨日お話をさせていただきましたが、半島振興法に伴うかさ上げ、全国で1億ぐらいの枠しかないというふうに聞いておる中で、約2千万近く大分県引っ張ってきているというのは評価すべきなんだろうが、国会議員によるその議員立法によって制定されました法律を根拠とするものについては、やっぱり相当なアプローチをしていくと同時に、政策提言をしっかりと、その上で個別予算要求というか、要望活動を行って、その上でしっかりかち取るものはかち取っていくという取組が必要になってこようかと思うんですが、そういう意味では、我が県、うまくいっている部分とっていない部分が格差が大きいもんですから、特に半島振興法に関しては、県議会も全国都道府県議会の監事、今、会計監事だったのでしょうか。そういった役職もありますし、フル活用しながら取組をしていく、一体となって取組をしていく必要があるかと思うんですが、そういう意味を含めて、例えば半島振興法、総額が1億のところを、例えば政策提言をすれば全国でも100億とかですね、ぐらいを要求して、その中から引っ張ってくるという手順も必要になるかと思うんですが、まずちょっとその辺についてのスケジュールとか、取組のあり方とかについて考え方をお知らせください。

山田市町村振興課長 質問のありました地方創生の交付金について、RESASの活用事例があるかどうかということについてお答えいたします。

地方創生の推進交付金の審査に当たりましては、客観的なデータ、あるいは類似事業の実績評価に基づく事業設計が行われているかどうかというのを、国において外部評価委員を交えて

厳しく審査を受けます。そういう意味で、RESASを活用した、あるいはビッグデータ等を引用した的確なKPIの設定、あるいはそれについての中間検証等が審査において求められますので、県内の市町村全てとは言いませんが、事業計画書をつくる段階で、RESASのみでなく、いろんなデータを活用しながら、客観的にどういう成果が事業の執行によってあらわれるかということをしちんと計画の中に盛り込まないと、なかなか採択されないと。そういう状況がございます。

ちなみに、本県の市町村、29年度につきましては、37事業が、新規、継続を含めて採択をされております。この件数は、1市町村当たりの採択数で計算をしますと1.83本ということで、九州各県の中では1位の成績となっております。30年度につきましても、今、45事業の申請をしているところでございます。

具体的にRESASを活用しているかどうかということは、市町村には確認しておりませんが、そこが必要ということであれば、また確認の上、後ほどお示ししたいと思っております。以上です。

佐藤財政課長 半島振興の関係のかさ上げ、2千万ということで、確かに大分県、もともと半島なりが多いということで、積極的にその辺のかさ上げを申請をしているということなんですけども、委員おっしゃったとおり、やはりほかの事業でもそうでありますけども、やはりその大分県選出の国会議員の方にいろんなところで連携をとりながら、財源としての国庫を獲得していくというのは非常に大事なことだと思いますので、かさ上げについてもやっぱりその辺については十分連携しながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

麻生委員 ありがとうございます。地方創生推進交付金と、そういった地域振興にかかわる、国会議員による議員立法によってつくった法律根拠によるものというのは、重なる部分も結構あると思うんですね。だから、なおさらよく連携を図って、こちらのほうでとれないときにはこっちでとるとか、よっぽど連携を密にして情

報共有しながら取り組んでいく必要があるか
と思いますので、我々も役割を果たすべきと
ころはしっかり果たしていかなければなら
ないと思っておりますので、よろしくお願
い申し上げます。終わります。

衛藤委員長 ほかに御質疑はありませ
んか。

戸高委員 すみません。11款の寄附金
なんですけど、いつも余り変わらず同じ金
額でありますけども、一つだけ、この保
健環境費寄附金というのだけ増額になっ
ておりますけども、この中身についてお
聞きしたいなということでございます。

それとあと、何か寄附金のこの増額の
今後の、するための県の取組というか、
そういったものがあれば教えてください。

佐藤財政課長 ありがとうございます。

まず、寄附金の保健環境部の寄附金の
増でありますけども、レジ袋の、いただ
かないときに、1枚当たりスーパー等
でその分はお金をためて寄附する。そ
のレジ袋の寄附金が増を見込んでい
る分であります。

それから、寄附金の増対策であります
けども、一つはふるさと納税もこの寄
附金の中になります。県としてふるさ
と納税を、確かに大分県に愛着を持
っていただく方からふるさと納税を
いただくということで、返礼品として
いくつかけながらPRをしているところ
であります。そこは・・・形の取組
というのは大事であると思っておる
んですけども、ただ、県で大きく寄
附金をいただくと、その分というのが
市町村とかの税金から引かれるとい
うことになりますので、県の方針と
しては、例えばそのふるさと納税に
ついては、気持ちはいただくけども、
そこに返礼品等を豪華なものにつ
けて獲得していくというまでは、
ふるさと納税についての寄附金と
して増対策をするところまではや
っておりませんが、ただ、いずれに
しましても、寄附金についてはい
ずれも寄附をする方のお気持ち
でありますので、そこを大事にし
ながらいただきたいと思いた
すんですけど、ただ、今、今回増
やしておるのは、レジ袋等につ
いては環境対策にもなります
ので、引き続きそのスーパー等
のレジ袋

の削減等の、その推進は、スーパー
とか店舗の方と連携しながらや
っていきたく思っております。
以上でございます。

衛藤委員長 いいですか。

ほかに御質疑はありますか。

小嶋委員 あらかじめ出してい
なくてすみません。税金が随分
伸びていると理解をしております
が、これで歳入全体で自主財源率
というのは、大体どれくらいの
パーセンテージになるのかとい
うことと、それから最近法人税
あたりが年々伸びているように
あるので、ここ5年ぐらいの
自主財源率の推移のようなもの
が分かれば、後で、これは資料
でいいんですけど、いただけれ
ばと思います。

佐藤財政課長 自主財源につ
きましては、県税とか、地方消
費税の清算金とか、繰入金とか、
諸収入とかになりまして、30
年度当初予算で自主財源につ
いては42.8%、42.8%にな
ります。景気が回復傾向になると、
徐々にその自主財源が上がって
くる。税金が伸びれば自主財源
が上がってくるということにな
りますので、歴年の資料につ
いてはまたお示しをしたいと思います
んですけども、景気の回復局面
にあつては、自主財源比率とい
うのは大方上がってくる方向
になると思います。上昇基調に
なる。以上でございます。

衛藤委員長 いいですか。（「
いいです」と言う者あり）

ほかに。（「委員長」と言う
者あり）ちょっと待ってくだ
さい。すみません。

小嶋委員から、自主財源率の
推移に関する資料の要求があ
りました。

お諮りいたします。ただいま
の資料を委員会として要求す
ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がない
ので、ただいまの資料を要
求することに決定いたしました。

執行部はよく調整の上、速
やかに提出願います。

志村委員 お尋ねをいた
します。別府市が入湯税を徴
収というお話、議会で議決し
たようですが、まずこの反応
を一つ、県外も含め

て、どういう反応なのかというのをお聞きしたいのが一つと、それから、おんせん県おおいたってというのは、日本全体でも大変浸透してきたというふうに思うんですね。そうなりますと、その別府の入湯税の値上げが、ほかの例えば由布でありますとか、そのほかの温泉地とのかどうかをどういうふうに受けとめられているかというのは、やはり考えなくちゃいけないことだと思っております。

そうやって見ますと、その市町村における独自の税の徴収について、よくよく県と協議をしながら進めることも、一つは大事なことじゃないかなと思っておりますんですが、その辺の考えをちょっとお尋ねをしたいなと思っております。

山田市町村振興課長 入湯税の超過課税、引き上げについての県内ほかの市町村の反応ということと、それから、入湯税引き上げについて、ほかの温泉地との兼ね合いということ、2点お答えいたします。

今回、入湯税の引き上げに関しましては、別府市が超過課税ということで、標準税率が法で示されているんですけども、基本的に市町村がみずからの判断と責任において課税自主権を活用して今回引き上げをするということで、これにつきましては、ほかの温泉、入湯税を課している市町村も同様の引き上げは可能なわけですが、今現在、その別府市の引き上げを受けて、うちも検討したいというふうに言っているところは、私どものほうにはまだその情報は入ってございません。県内ほかの、例えば由布市等も、入湯税につきましては28年で1億円の収入がございます。この分を引き上げれば、かなりの増収になるわけですけども、今回別府市におきましても、いろんなその旅館ホテル関係者等の意見、あるいは市民の検討委員会をつくって、そういったところの意見を聞きながら時間をかけて検討してまいったということで、なかなか一足飛びに、じゃ、うちもというふうに追随するのは難しいんじゃないかと思えます。

いずれにしても、その入湯税引き上げ分の使途を明確にして、観光客、あるいは市民の皆さま

さんが納得するような、そういうものを今から中身を詰めていくということですので、それを見ていくと。そういう状況ではないかと思っております。

ほかの温泉地との兼ね合いということですが、今回ほかの、全国にも入湯税を既に超過課税しているところが4市町ほどございます。ほかのところは規模の小さい温泉地で、引き上げについての影響というのはさほどなかったというふうに聞いております。別府市の場合は規模の大きな全国有数の温泉地でございますので、どういう影響があるかというのは、今後の推移を見ていく必要があるんじゃないかと思っております、いずれにしてもその入湯税を使ってどういう観光振興対策とか、温泉の充実策とか、そういったものを打っていくかということが重要ではないかというふうに考えております。以上です。

志村委員 もう一つ聞きたいのは、いわゆる市町村が独自に制定する税制を、それぞれ独自にやる権利がありますから、それをいろいろ注釈つけることはいかんとおもいますが、県とどういふふうに協議をするかという、関連がある市町村が多くなる今回の入湯税みたいなことについては、やっぱり県がある程度調整役というか、もし何か相談があったときに、やるような体制づくりが必要だと思うので、そういう意味で、市町村税についてどうかかわるのか、これは県としてのお考えを聞きたいと思っております。

それから、使い道については、市長のコメントもございましたけども、やっぱりこれはお客様にとってよかれということが基本だと思うので、だからこれから調査するというよりも、そこは、ここで議論することじゃないですけども、やっぱり上げた分についてはお客様に喜んでいただけるということが基本だというふうに私は思っておりますので、そこも含めて、市町村とどういふふうに県はかかわるのか、お尋ねしたいと思えます。

山田市町村振興課長 超過課税につきまして、市町村とどうかかわっていくかということでございます。

今回、非常にほかの市町村も、今回の入湯税

の税源については関心を持っておりまして、実は今年度から税制問題検討会議というのを設置しまして、3回ほど開催いたしました。市町村をめぐるいろんな税制上の課題について、そこで検討し、あるいは講師を招いて勉強会を開いたということで、30年度もそれを予定しております。入湯税につきましては、非常に関連するところも多ございますし、皆さんも関心が高いということで、これについて協議項目として、今、予定をしておりますので、今後深掘りをして、どういう課題があるのかも含めまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

衛藤委員長 いいですか。

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって歳入予算関係に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

—————→…←—————

午後 1時 1分 再開

毛利副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより総務部関係の予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭をお願いします。

—————→…←—————

総務部関係予算

毛利副委員長 それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求めます。

尾野総務部長 それでは、平成30年度当初予算のうち、総務部関係の歳出予算について御説明をいたします。

お手元の平成30年度総務部予算概要の1ページをお開きください。総務部当初予算（一般会計）の概要についてです。

左側の1、予算のポイントでありますけれども、総務部は、安心・活力・発展プラン2015に掲げる施策を積極的に展開するため、歳入の確保や歳出の見直し、資産マネジメントの強化等の行財政改革を着実に実行し、安定した行

財政基盤の構築を図ることが役割であると考えております。また、行革アクションプランに基づく着実な取組として、来年度は、職員の働き方改革を一層推進するための予算等を要求、計上させていただいております。

次に、3枚おめくりいただき、2ページをお開きください。平成30年度の一般会計の予算案の総額は、上の表の左から2列目の予算額（A）欄、上から3行目の総務部の計にありますように、1,524億1,026万9千円です。これを29年度当初予算額と比較しますと、右端の前年度対比欄の上から3行目にありますとおり、23億9,053万4千円、率にして1.5%の減となります。これは、公債管理特別会計繰出金の減などが主な要因であります。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

12ページをお開きください。事業名欄の一番下、知事公舎建てかえ事業費3億845万5千円は、昭和24年に建設され、築68年が経過して老朽化が進むとともに、津波浸水のおそれがある知事公舎を、荷揚町体育館跡地に建てかえるものであります。設計等が終了したことから、来年度は建設工事に着手をいたします。

次に、23ページをお開きください。事業名欄下から2番目、県職員の働き方改革推進事業費1,883万2千円は、職員が使用するパソコンの稼働状況に基づき、勤務時間を客観的に把握するシステムを導入するものです。時間外勤務の命令時間とパソコンの稼働時間に乖離が生じた場合は、上司がその理由を確認して、業務処理の方法を具体的に指導し、時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えております。また、柔軟な働き方を推進するため、子育てや介護職員等を対象に、タブレット端末を貸し出し、自宅での勤務も可能となるよう支援をいたします。

次に、32ページをお開きください。事業名欄の一番上、公債管理特別会計繰出金635億5,239万7千円は、県債を償還するため、通常債分の元金相当額を公債管理特別会計へ繰り出すものです。これまでの繰り上げ償還や発

行抑制の効果により、元金償還額が減少することから、前年度と比べて約38億円の減となっております。

その下の減債基金積立金94億500万円は、10年満期一括償還方式で発行しております全国型市場公募債について、その償還の平準化を図るため、借換債を発行し、通算30年での償還としていることから、毎年度発行済み額の3.3%を、満期に備えて積み立てておくものであります。

次に、下の33ページをごらんください。事業名欄の上から二つ目、公債管理特別会計繰出金92億7,816万2千円は、さきほどの元金と同様に、通常債分の利子を特別会計へ繰り出すものであります。借入金利の低減などにより、前年度と比べて約12億円の減となっております。

次に、35ページをお開きください。事業名欄の財政調整基金積立金から県有施設整備基金積立金までは、それぞれの基金の運用利息を積み立てるものでありますが、四つの基金を合わせた積立金の総額は、一番下の目計欄にありますように、2億9,669万円となっております。

次に、38ページをお開きください。表の左端、区分欄の上から2番目の、事業費について、左から2番目の目名欄の上から三つ目、地方消費税清算金から一番下の利子割精算金までは、それぞれ税込に依じて、清算のため他の都道府県へ支出したり、市町村へ交付金として交付するものであります。

次に、40ページをお開きください。事業名欄の上から二つ目、県税徴収事務費です。右端の事業概要欄をごらんください。上から二つ目の二重丸、県民税徴収交付金16億8,057万円は、個人県民税を賦課徴収する市町村に対し、徴収取扱費を交付するものであります。

また、その二つ下の二重丸、自動車税徴収強化対策事業費1,186万円は、自動車税の納期内納付の促進に係る広報活動等に要する経費です。

なお、平成29年度の自動車税の納期内納付

率は、前年度から1.45ポイント上昇し、76.2%となっております。引き続き口座振替の推進等により、納期内納付率の向上を図ってまいります。

次に、56ページをお開きください。県・市町村「創生人材」育成事業費556万7千円は、地方創生を担う意欲ある自治体職員を発掘、育成するとともに、ネットワーク化を進めるものです。政策研究や地域づくりに取り組む自主活動グループに対する活動支援や、職員同士のネットワーク化を図るための交流会や学習会等を開催します。また、県では、平成29年度は過去最多となる23名の実務研修生を15市町村から受け入れておりますけれども、30年度は研修生を対象とした政策研究合宿を新たに実施するなど、研修の充実を図ります。

以上で総務部関係の歳出予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

毛利副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は、挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が7名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行に御協力願います。

それでは、順次指名してまいります。

堤委員 どうもお疲れさまです。予算概要の23ページ、さきほど説明がありました県職員の働き方改革推進と人事管理システムの再開発事業についてであります。

パソコンの稼働時間で勤務時間をチェックして、事前命令と合致しているかどうかを確認をすると。それで業務量を平準化するというふうにあるんですけども、当然チェックする側が業務内容を具体的に把握しておかないと、平準化というか、振り分けが難しくなってくるのではないかなというふうに思います。ですから、事前命令と時間の乖離があった場合、どのような形で具体的にその業務を振り分けをしていくのかというのとあわせて、人事管理及び評価を一

元管理するシステムというふうにもなっておりますけども、どのようなシステムとなるのかと。

二つ目が、同じく40ページの県税徴収事務及び不正軽油対策事業についてです。

地方での申請による猶予制度が、2016年4月1日以降のもうけ分から始まって、昨年、28年度は申請がゼロで、職権が16件と昨年予特で答弁をしておられますけども、平成29年度はどうであったのかと。

また、督促状、催告状について、昨年度はどれくらい発送したのか、その結果はどうか、差し押さえなど滞納処分はどうでしたか。

また、不正軽油対策でどのような不正が多いのか。あわせて、29年度はどのような事案があったのか。

また、出国税が来年1月から導入をされますけども、航空券などのチケット購入時に徴収をされるんですけども、大分県から出国する人もいますけども、どれぐらいの徴収、これは国税として多分徴収されるんでしょうけども、大分県にもそれが配分されるのかどうかという点についてお伺いします。

藤原総務部参事監兼人事課長 2点についてお答えいたします。

まず、事前命令とパソコンの時間に乖離があった場合、どのように是正していくのかという点についてでございます。

上司の命令により行われた時間外勤務は、翌朝、事後確認を行います。その際、命令時間とシステムに記録された時間に乖離が生じておれば、その理由を確認をいたします。その上で、その日に必ず仕上げなければならない緊急性や必要性が認められる場合は、命令時間の補正を行うこととなります。あわせて、上司は時間外に行った業務内容を精査し、最も効率的に処理できる方法を具体的に指示することで、今後の勤務時間の縮減につなげていくこととなります。

長時間勤務が特定の職員に集中していることが確認された場合には、他の職員に業務を割り振り、業務量の平準化を図ることとなります。さらに、必要があれば、業務量に応じた人員の配置の見直しも行っていくということになります。

す。

2点目の、人事管理システムの再開発に関してでございます。

人事管理システムは、各任命権者ごとに管理している職員の氏名、年齢、職種、経歴などの基本情報を登録したシステムであり、通常の人事管理のほか、人事異動作業等に活用しております。システム開発に当たっては、各任命権者で共同で進める必要があることから、開発に係る経費は任命権者ごとの職員数により案分して負担することとしております。

現在の人事管理システムは、平成10年に開発したシステムがベースとなっており、平成22年に一部機能拡張などの改修をしているものの、開発後既に約20年が経過し、セキュリティーの向上や処理スピードの高速化などが課題となっております。こうしたことから、来年度これらの課題解決を図るため、現行システムを改修したいと考えております。

一方、人事評価制度が平成28年度から導入されておりますが、この評価事務がシステムとリンクしていないため、今回の改修にあわせてシステムの中に取り込むことで、人事異動作業など効率的な人事管理ができるようにしたいと考えております。

吉富税務課長 申請による猶予制度についてお答えします。

28年度に創設された納税者の申請に基づく換価の猶予制度でございます。県といたしましては、創設された制度について、ホームページへの掲載をしたほか、リーフレットを窓口を設置し、納税相談の際に納税者へ交付するなど、周知を図っているところでございます。

29年度は、申請による換価猶予は2件ございました。職権による換価猶予は24件行いました。

次に、督促状、催告書の発付数についてでございます。

徴収強化の取組により、督促状は前年度より微増となっているものの、催告書の発付件数は年々減少してきておりまして、28年度は督促状が6万6,984件、催告書は5万5,85

4件を発付しております。

なお、28年度の滞納処分、差し押さえ件数は2,154件で、27年と比べて206件の増となっております。以上です。

次に、不正軽油の関係を説明させていただきます。

どのような事案があったのかという御質問でした。不正軽油の事例というのは、知事の承認を得ずに軽油と灯油とを混和して製造した不正軽油を販売する行為と、灯油、重油を、A重油を、自動車、軽自動車、ディーゼル車の燃料として使用する行為が多いものです。

大分県では、29年度については事案はありませんが、28年度に軽油と灯油を混和した製造油を自動車の燃料として使用した案件が3件ございました。

3番目の、出国税についてでございます。

30年度の税制改正により、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されております。新税は国税であり、31年の1月7日以降の出国者に対して出国1回につき1千円が課税されると。この増収額は、国の試算では初年度に60億、平年時で430億円となる見込みでございます。なお、地方への配分はないこととなっております。以上でございます。

堤委員 どうも。人事管理システムのほうですけども、人事評価を連結させるという話でしたけども、これは給与等にも反映するようなシステムになっているのかということが一つね。

それと、働き方改革のほうで、パソコンのオン・オフで超勤時間を把握されると。当然この庁内だけど、それで結局残業代ちゅうんかな。それとのリンクはするのかどうか。つまり、その残業時間でもう人件費の中で残業代がいくらというふうにすぐ計算できるのかどうか。システム上ね。それは完全に別なのかどうか、ちょっと分かりませんので、教えてください。

藤原総務部参事監兼人事課長 評価事務に関して、当然評価結果は給与に反映されることとなりますが、この人事管理システムで給与とリンクしているかということは、それはまた別のシステムになります。

2点目でございますが、超勤時間数はそれぞれ毎月決まった、実際に行った超勤時間数を把握とすることになりますんで、その超勤時間数をもって給与に反映をさせるという仕組みになっております。

堤委員 超勤の部分で、つまり最後のほう、システムでパソコンのオン・オフでから一元管理をするじゃないですか。つまり、それによって超勤時間って大体分かりますよね。それと結局その残業代というのがリンクをするのかどうか、それとも全然別のシステムとしてするのかというところ。

藤原総務部参事監兼人事課長 開発を行う超勤の退庁時間で超勤時間数が正確に把握をされますので、その超勤時間数をもって給与に反映をするということになります。

尾野総務部長 補足をいたします。パソコンの稼働時間の把握は、これはあくまで補完的なものですので、超勤はもう命令時間で決まります。ただ、乖離がある場合には、その命令時間を補正をする、是正するという措置を講じます。それで超過勤務手当に反映すると。そういう仕組みであります。

桑原委員 総務部予算概要23ページ、職員の働き方改革推進事業について質問いたします。

ICTの活用による働き方改革には賛成なのですが、この事業は、ICTの活用により職員の勤務時間の適正管理と在宅勤務制度の整備を行うとのことでありますが、根本的な問題として、職員業務の効率化が図られなければ、目的としている、職員が健康的に能力を最大限発揮できる職場環境の構築は実現できないと考えます。勤務時間が減っても仕事がたまっていくだけ、もしくは仕事を持ち帰る。在宅勤務ができて、パソコンの入力作業くらいしかできないのではないかとのことです。この事業には、業務の効率化という観点は考えられていないのかについてお聞きします。

加えて、ICTを活用して効率化を重視した働き方改革をするのであれば、クラウド活用による共同作業が実現できるようにすべきだと思いますが、これが現在どの程度できてい

るのか、また今後の推進についてどのように考えているのか、見解をお願いいたします。

また、予算概要19ページ、文書管理システム改修事業費について御説明ください。

藤原総務部参事監兼人事課長 お尋ねの件は、通信機器等使用賃借料487万2千円のことということで、御質問でよろしいでしょうか。

当事業に計上している通信機器等賃借料487万2千円は、育児や介護により時間的制約のある職員の柔軟な働き方を支援するため、在宅勤務を行う職員が使用する貸し出し用タブレット型端末20台分のリース費でございます。当事業は、29年度からの継続事業であり、現行の在宅勤務システムは、昨年11月の改修により、貸し出し用端末を活用することで利用環境は格段に向上し、庁内にいる場合と同程度の業務が可能となりました。利用している職員からは、通勤にかかっている時間を有効に活用することができたなどの意見もあり、業務の効率化が図られていると考えております。

幸行政企画課長 私のほうからは、クラウド化の部分についてお答えいたします。

ICTそのもののクラウド化については、商工労働部情報政策課が所管しておりますけれども、県庁のクラウド化についての御質問でございました。平成25年度から計画的に進めていると伺っております。運用コストとか、あるいはセキュリティーの確保、こういったものを勘案しまして、システムが全部で259ありますが、そのうちの72のシステム、これについてクラウド化の対象として、本年度中に完了するというふうに伺っております。以上でございます。

石松県政情報課長 文書管理システムの改修事業内容についてお答えいたします。

この事業は、私ども職員が日々パソコンで起案や決裁、そういった文書事務を行っております。このシステムの改修を行うものでございます。

現行のシステムは、平成21年に開発し、以来9年が経過しております。新年度、商工労働部では、ウィンドウズ7からウィンドウズ10

へのパソコンの更新を検討しております。そのため、文書管理システムもウィンドウズ10への対応、それからまた、元号対応の必要がございます。開発当初の平成21年度に比べまして、システムで処理される電子データは約1.8倍に増大しております。これを支障なくスピーディーに動くよう改修をしたいと考えております。

また、県民の方の問い合わせに少しでも早く対応するために、文書の検索機能を充実する改修をしたいと考えてございます。以上でございます。

桑原委員 委員長、すみません、これ再質問に入れないでいただきたいんですけども、一番最初の答弁、全然的外れで、これちゃんと、県職員の働き方改革推進事業について……。

毛利副委員長 事業内容の説明をしていただいた。

桑原委員 業務の効率化という観点が入っているのかということについて質問しているんですけど。

毛利副委員長 もう一度、藤原人事課長。

藤原総務部参事監兼人事課長 大変失礼しました。2本ほどございますが、最初のほうの委託料に関しては、今回勤務時間を客観的に把握するシステムとして導入する経費でございますので、勤務時間を正確に把握することによって、最終的には業務の効率化ということが図られますので、そういう認識で計上をしております。システム導入することによって、職員個人個人の正確な勤務時間を把握し、それをもって超勤時間の縮減、それから業務効率化につなげる人員配置等につなげていくというシステムでございます。

桑原委員 職員がみんな、だらだら仕事しているのであれば、この時間を制限するというのは有効に働くかもしれないですけども、一生懸命仕事しているのであれば、その時間を制限しても、その仕事が残っていただけ、家に持ち帰ると。そういうことが起こるんじゃないかって僕は言ってますよ。だからそういう観点もこれから入れるべきだと思います。

今、クラウドを利用して共同作業のことにつ

いて御答弁いただきましたけど、こういうところをまさにやっていくのが業務の効率化に資すると思います。すみません、これ、文書管理システム、僕、勘違いしていたのかもしれないんですけど、今、幸課長がおっしゃったのは、これはサイボウズガールのことですかね。

（「・・・です。情報政策課が・・・」と言う者あり）なるほど。あのね、平成27年4月から全職員向けのそのグループウェアとしてサイボウズガールというのを導入していて、当時の商工労働部情報政策課の外務課長が、今後の大きな課題はシームレスな情報共有をどれだけ進められるかです。政策を実現していくときに特定の部署で決めていくという時代は終わりました。部署を横断した議論を支えるために、より使いやすい情報共有ツールを提供していきたいと考えていますという発言があるんですね。こういう全庁に関することっていうのを、この職員の働き方、そういうところは、この商工労働部が担当するんですか。私はこれは総務部が音頭をとってやるべきだと思うんですけど。

幸行政企画課長 私から、ICTの全庁的な進め方ということでお答えしたいと思います。

本県には大分県電子県庁推進本部というのがございまして、その中で、ICTの利活用による業務の効率化を検討する、そういったものの部会が設置に上がっています。今般、このような働き方改革という課題もありますので、業務の効率化については、改めてその中にまた作業ワーキンググループというのも設置して、全庁的なICTの推進をするということになっております。以上でございます。

桑原委員 このグループウェア、サイボウズガール、ちょっと調べていただきたいんですけども、これでそういう共同作業とか実施したら、本当に行政の効率化のみならず、縦割り行政の弊害を是正するためにも使えると思います。今回の予算案を見ていると、有機的に連携すれば相乗効果が出そうな事業がばらばらに策定されている事例を見かけます。こういうことは本当に総務のほうでしっかりと音頭をとってやっていただかないといけないのかなと。このグル

ープウェアは共同作業を目指しているのに、総務部と商工労働部さえ、そういう認識の違いということは、共同、同じ考え方を共有できるような形になっていないのかなとちょっと不安に思っております。そこをしっかりと、働き方改革の本当の肝っていうのは、業務の効率化をしっかりと図ることも非常に重要だということを考えていただいて進めていただきたいと思います。

あと、もう1点、もう要望にとどめますけれども、このICTを用いた庁内の職員のやりとりというのも進めるのは必要ですけども、ちなみに、この行政と議員の情報共有っていうのは全くできていません。もう紙の資料ばかりで。我々も各事業の資料を請求するんですけども、それも、定例会前になると議会事務局に行って、それぞれ部局からもらって、それを見てということなんですけど、もし、こういうツールを利用して議員がそこにアクセスして見れる資料があったら、そういうことを、煩わしいことをする必要がなくなるんです。そういうこともちょっと考えていただければと思います。終わります。

守永委員 これまで質問された方々と重なる部分になってくるんですけども、まず総務部予算概要の23ページの県職員の働き方改革推進事業費に関してなんですが、これは委託料として、職員が心身ともに健康で能力を最大限発揮できる職場環境を整備するため、勤務時間を客観的に把握するシステムの開発、導入に要する経費というふうに組まれていますけども、このシステム開発の、そして導入のスケジュールについて、それとあわせた働き方改革そのものの進め方のスケジュールについて伺いたしたいと思います。

それと、同じ23ページの人事管理システム再開発事業費については、一元管理するシステムの再開発とあるんで、何か工夫をしていくのかなと思いつつながら、さきほど説明があった中では、スピードなりセキュリティー、そういったものの改良というふうなことだったんですが、人事管理という観点で何か工夫されるところがあるのかどうか、もしあれば教えてください。

藤原総務部参事監兼人事課長 まず、1点目の、スケジュール等についてお答えいたします。

勤務時間管理システムの導入に向けては、29年度3月補正予算において債務負担行為の承認を受け、今月中に契約締結を予定しております。今後は、委託業者と詳細に打ち合わせを行いながら、基本設計、詳細設計を行い、8月から本運用を開始する予定としております。

県庁の働き方改革については、本年度中に職員行動指針を策定し、来年度からこの指針に基づき、管理監督者の責務や職員の心構え、勤務時間を縮減するための具体的な取組などを、部長会議や管理者会議、職員研修などの機会を通じて周知徹底を行うこととしております。

また、働き方改革を進めるためには、勤務時間の管理とあわせ、まずは業務効率化を進めることが必要なことから、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、無駄な業務を廃止するほか、現場業務におけるタブレット端末の活用や、災害現場におけるドローンの活用など、ICTの導入も積極的に進めていくこととなります。

それから、2点目の人事管理システムの再開発に向けての留意点でございますが、主なポイントは、さきほど言いましたように、非常に処理スピードが現システムは遅いというものを業務効率化に向けて改善をしていくということが大きな点でございますが、人事評価制度、それからほかの定数関係の部分についても、人事管理システムの中で全てリンクできるような形で機能を充実してまいりたいというふうに思っております。

守永委員 ありがとうございます。

まず、最初の働き方改革に関連するシステム開発については、8月から運用を開始ということですから、8月以降に実態把握が始まるというふうに理解しているのかなというふうに受けとめたんですけども、それから実態を把握した上で、何が縮減できるのか、どういう効率化が図れるのかということとを並行して検討していく。多分職員の皆さんでお互いにそういった作業をしながら、どういうことができるのかという議論が始まっていくんだろうとは思いますが、

やはりその中で、パソコンできちんと実態が把握できるのかというのが非常に気になる場所でもあります。パソコン作業がごく全体の勤務労働環境の中でわずかな時間でしかないという職場もあるはずですから、そういう現場を抱えている職場での実態把握というのはどういうふうにその実態把握していくツールを検討していくのか、考えがあればお示しいただきたいと思えますし、ぜひその辺のカバーをきちんとできないと、全体としての効率化が図れるものじゃないというふうにも思えます。

それと、人事評価の部分については、システムのまだちょっとイメージがうまく頭に浮かばない部分はあるんですけども、今、人事評価を各班の総括さんがしている状況があるんだろうと思っているんですが、実際問題、事務分掌での担当も持ちながら人事評価もする。さらには働き方改革で超勤管理も、それぞれの班のメンバーの業務内容を把握しながら、管理していくというのは、非常に酷じゃないかなというふうにも思っています。その辺については、何か検討するところがあるんでしょうか。

藤原総務部参事監兼人事課長 まず、現場で行う職員の勤務実態の把握ということに関しては、パソコンを通常使用していないという場合には、これまでの所属長による確認ということとを徹底していくということになります。

それから、2点目の人事評価の分に関しては、なんですが、班総括の負担ということに関しては、確かに職員団体との話し合いの中でもよく出されます。この点に関しては、各班を、これまで大きくりにしていた班を二つに分けるとか、そういうことで班を分割し、目配りを行き届くようにするといった組織的な対応もしているところでもあります。

守永委員 ありがとうございます。ぜひ超勤全体については実態が把握できるように工夫を凝らしていただきたいというふうにお願ひしたいと思いますし、また班総括の評価のあり方については、やはり事務分掌そのものをきちんと注意する中で、班総括が負担がかからないような形の工夫をぜひお願ひしておきたいと思えます。

以上です。

衛藤委員 総務部予算概要の56ページ、市町村「創生人材」育成事業について伺います。

県と市町村の人事交流は、近年大幅に増加をしていただいておりますけども、平成29年度の実績と、平成30年度の交流予定内容を教えていただけませんか。

それと、すみません、ちょっと通告にはないんですけど、追加で2点あるんですけど、よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

一つ目が、概要の23ページ、県職員の働き方推進事業費なんですけども、多分これの契機になったのが、さきの過労死だと思うんですけども、過労死が発生した際に、民間事業者であれば普通は労働基準監督署からの立ち入りとか指導、ペナルティー、そういったものがあると思うんですけども、今回県庁でこれが発生した際には労働基準監督署からどのような立ち入り指導、ペナルティーがあったのかということをお教えいただきたいのと、それがこの働き方推進事業費の中にその指導なりがどのように反映されているのかということをお教えいただけませんか。

そして、次が、マイナンバーについて。

事業予算の概要を拝見すると、マイナンバー管理費用が全く上がっておりません。当初、マイナンバーを導入した際には、利用者の利便性をどんどん上げていきたいというようなお話がありました。

先日、私が市役所に行って印鑑証明をとろうとしたら、市役所の印鑑登録カードというのがいるらしいんですけど、そのとき持っていなくて、マイナンバーを持っていたんですね。身分確認、これ以上ない身分確認なんで、これでいいですかって言ったら、それじゃだめですって言われました。これじゃマイナンバーの意味がないんじゃないのかなと思ったんですけども、この利便性を高めるために市町村への指導も含めて、県としては導入後どのような活動を、どうやって利便性を高めてきたのか、この点を教えてください。以上です。

山田市町村振興課長 私のほうから、2点答え

させていただきます。

まず、1点目は、平成29年度の人事交流の実績、それから30年度の交流予定ということで、県と市町村の人事交流の一環として行っております市町村実務研修生の状況についてお答えをいたします。

今年度、平成29年度は、昨年度の16人から7人増加しまして、58市町村時代を含め、過去最高の23人となっております。

研修内容といたしましては、職場におけるOJTに加えまして、毎月開催する集合研修や1年かけて取り組む政策研究等を行いました。その結果、実務研修生からは、県全体を見渡すことで視野が広がり、幅広い人脈ができた。あるいは、政策研究を通じて先進地の状況に触れ、知識を深めることができた等の声が寄せられております。

来年度は14市町村から申し込みを受けておりまして、21人の実務研修生を受け入れる予定になっております。

今後とも引き続き実務研修制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目のマイナンバー制度の利便性の向上についてお答えいたします。

マイナンバーの利便性の向上につきましては、普及がなかなか進んでいないということで、今、30年2月末現在で大分県内9.39%、全国が10.68%でありますので、大体全国中位なんですけども、カードの普及を、交付率を高めていくということが重要ではないかと。カードを持っていないことにはなかなかその利便性を享受するための手段がないというようなこともございます。ただ、裏腹に、その利便性を実感できないとカードを申請しようという気持ちにもならないということで、県といたしましては、マイナンバーの利便性を向上するために、子育てワンストップサービスといたしまして、マイナポータルというサイトを設けまして、マイナンバーを使って子育てに関する手続きを電子申請でできるように、そういうシステムを整備して全市町村で既にスタートしております。

それから、さきほどの印鑑登録証明の話もご

ざいしましたが、コンビニ交付サービスといいまして、全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使えば、住民票の写しとか、印鑑登録証明とか、そういったものが手軽に交付してもらえると。そういうサービスを佐伯市が平成28年3月に1番手でスタートしておりますけども、今年に入りまして、中津市、日田市、国東市、こういった市が既にこのコンビニ交付サービスをスタートしております。カードがないと使えないという問題があるので、こういうものを積極的に皆さんに知らせて周知して行って、カードがあれば、これはその大分市の人が、例えば福岡とか東京に行っても、そこのコンビニでそのカードを使って自分の住民票でも印鑑登録でも交付してもらえると。そういうことで、非常に利便性が高まるきっかけになると思いますので、こういったものをどんどん進めて、マイナンバーの活用促進を図ってまいりたいと考えております。

藤原総務部参事監兼人事課長 現職死亡が起きたときに、労働基準監督署から立ち入りによる指導等というものについては、直接ございませんでしたが、私ども現職死亡が起きたということに対しては非常に反省をしております。このときに、超勤時間と実際に退庁した時間に乖離があったということが判明し、厚生労働省のガイドラインに沿ってパソコンによる的確な把握という基準に沿って、今回の退庁時間が的確に把握できるシステムを導入したいというふうに考えております。

衛藤委員 すみません、人事交流のところは、できれば出し入れ両方知りたいんで、受け入れている部分とこっから出している部分、後で、すみません、資料の要求をさせていただければと思います。

それと、今、非常に労基署からの立ち入り指導は全くなかったというのを聞いて驚いたんですけど、民間企業の感覚からしたら全く信じられないことなんですけど、全くないんですよね。ちょっとこれはまた後で詳しく話を聞かせてください。

それと、マイナンバーについては、やっぱり

普及が進まないのは、利便性が低いからだと思っています。まずはこの利便性を最優先して進めていただけるようお願いいたします。

じゃ、資料要求よろしいでしょうか。

毛利副委員長 ただいま衛藤委員から、県と市町村との人事交流に関する資料要求がありました。

お諮りいたします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利副委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。

執行部はよく調整の上、速やかに提出願います。

その、今の質問。

藤原総務部参事監兼人事課長 県の場合に、まだ三六協定というのが締結をされておられません。今回の現職死亡、そういったものの反省の上に立って、30年度から三六協定を、大変遅くなりましたが、県と職員団体と締結をするという運びになります。そういった経緯もあって、労働基準監督署から特に立ち入り等の指導がなかったというふうに考えております。

尾野総務部長 補足をいたします。

三六協定、労働基準法に基づく三六協定でありますけれども、いわゆる現場作業がある事業所、例えば振興局でありますとか、土木事務所でありますとか、そういうところは必要ということで、今年度中に、今、締結に向けて動いております。

一般的に公務職場にはその三六協定は適用されません。今回、亡くなった職員の部署については、そうした超過勤務時間の上限を設定するような協定というのはそもそも結ぶ必要がないというような場所でもありました。そこは申し添えておきます。

毛利副委員長 衛藤委員、よろしいですか。

（「今の・・・」と言う者あり）いいですか。よろしいですね。（「いや、はいじゃない」と言う者あり）いやいや、もう3回目になりますから。もう2回だ。（「もう一回」と言う者あり）もう一回。

衛藤委員 さきほど公務職場は一般的にないとおっしゃったんですけど、民間企業であるところいっぱいありますよ。私、同じような職場環境でやっていましたけど、三六協定の対象でしたし、そういうところいっぱいあるんで、一般的っていうのはちょっと違和感を感じるんですけども、そもそもその一般的だと、今回結ぶ必要もないですよ、それは。

尾野総務部長 公務、公用の公務、公務職場につきましては、例えば災害の対応とかある関係で三六協定の適用がないということです。

ただ、今言いましたように、現場の土木事務所、こうしたところについてはその適用がありますので、今回、今、協定を結ぶようにしております。公務、一般的な公務の職場については、三六協定適用がないということでありませう。

小嶋委員 2点ありますが、1点目は、さきほど来話にあります文書管理システムの改修事業費ですね。これは中身につきましては御説明があったので、その中身についてはいいんですが、1点だけ、委託先とか委託に関する考え方の、入札等でこういうものについては行うのかということについて教えていただければと思います。

もう1点目は、23ページの、さきほど来話がありますように、県職員の働き方改革の推進事業です。ICTの活用による在宅勤務の試行実施の内容。さきほどの説明では継続事業だというふうにおっしゃってました。継続であるにしましては、予算としては昨年の実績がないので、これどういうふうになっているのかということが一つと、これは要望が職員団体あたりからあったのか、職員団体からはないのかかもしれません。職場からそういうICT使った在宅勤務の試行実施したらどうかという要望があったかということと、それから、今、継続という話ありました。何人ぐらいがこれを使っているのかということ。何人ですね。以上です。

毛利副委員長 石松県政情報課長、課長、余りマイクを近づけると、今度聞きにくいんで、その辺から大きな声で言ってください。

石松県政情報課長 システムの改修内容の詳細ということでございました。

9年前開発いたしましたときは、約8千万かかっておりました。今回もまた委託の形で、予算書に計上しておりますように、三千八百数十万ということでございます。

改修でございますので、例えばウィンドウズ10に対応するためのシステムの基盤や環境を更新するといったような、言ってみればマイナーチェンジのような形でございます。委託するということございまして、発注に関しましては、今後検討してまいりたいと、発注方法を考えております。

藤原総務部参事監兼人事課長 まず、予算の関係ですけど、昨年の予算からこちらの働き方推進事業のほうに移管をした関係で、昨年の分が予算がないというふうな状態になっています。

説明に入ります。在宅勤務システムは、平成22年8月に導入以降、改修を行っておらず、老朽化が進んだため、昨年11月に、安定した環境を提供できるように改修を行ったところがあります。その結果、貸し出しタブレット端末から庁内LANにアクセスが可能となり、職場と同程度の業務が可能となりました。利用環境が向上したことに伴い、職員の業務効率向上にもつながっていることから、11月以降の利用者は9名と大幅に増加をしておるところでございます。28年度までの利用者が2名ということだったんで、格段に利用率が、機器の利用が非常に使いやすくなっているというふうに感じております。

それから、介護が必要な職員においては、職員の自宅での業務に限定していた要件を、介護者の自宅でも可能とするなど、要件を拡大したところでございます。今後も状況を検証し、利用者の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

それから、要望があったかということに関しては、特に外部からの要望ということではなくて、県みずから主体的に進めたほうが良いという判断のもとに行っております。

小嶋委員 ありがとうございます。

さきほどの文書管理システム、ちょっと課長、聞きにくかったんで、もう一回、一番肝などこ

ろが聞きにくかったんで。

毛利副委員長 発注方法についてでしょう。発注方法は今後検討していくということです。もっとはっきり言ってください。

小嶋委員 もう1点、9名が今使っているということのようですが、勤務管理の考え方ですね、勤務管理の考え方。それで、多分自宅で使うので、働いている様子っていうのは実績主義ということになるのか分かりませんが、やっぱり働くという上ではガイドラインといいますか、労働条件、労働条件というより、仕事がいっとういう状態の中でやられているかとか、あるいは仕事をするときという時間帯の区分とかいうことをしっかり環境づくりをする上で、僕はガイドライン的なものが必要になるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうので今策定されたものがありますか。

藤原総務部参事監兼人事課長 将来的には、勤務管理に関するガイドラインは当然必要だというふうに考えておりますが、今現在は、さきほど言ったような利用者の状況でございます。まずは利用者を拡大していき、状況を検証しながら、利用者を増やしていくということを考えたいと思いますので、将来的には勤務管理、こういった形での、勤怠管理も含めて、行うかは検討課題だというふうに思っております。

石松県政情報課長 発注方法についてでございます。委託でございまして、今後検討をさせていただきます。

尾野総務部長 テレワークでの緊対管理であります。現在、実施している頻度が月に5日までにしております。月5日までです。その在宅勤務に当たりましては、業務計画と業務報告をそれぞれ求めて、この時間のそのテレワークが適正であったかということを所属長が判断することにしてしております。ちょっとガイドラインがないというような言い方をしましたけれども、適正な管理を今やっております。

毛利副委員長 よろしいですか。

馬場委員 総務部予算概要の19ページの公文書館運営費についてお尋ねをいたします。

県の公文書館の現状について教えていただけ

ればというふうに思っております。

先日の報道でも、代表質問でもございましたけれども、旧優生保護法で強制不妊手術をなされた方が663件ということで県内でもございました。この優生保護審査会の資料、1957年と67年分の健康診断書と調査書が県の公文書館にあったということも報道されておりますが、まずその公文書館で、法的に決められている分がほとんどだと思うんですけども、保存する公文書の内容、それから保存する期間、それから保存期間を過ぎた公文書がどのようになっているのかということについて教えていただければと思います。

石松県政情報課長 まず、公文書館は、平成7年に開館しております。一義的には、県の公文書を収集いたします。二義的には、例えば市町村の行政資料とかも収集いたします。今の公文書館は、明治以降の例えば県会の議事録でございますとか、市町村合併に関する文書など、そういった県民共有の財産といいますか、歴史的資料として重要な公文書を収集し、保存をいたしております。

また、今でありますと、県の各所属が保管している紙、または電子の公文書につきまして、保存期間が経過し、廃棄予定となったものの中から、県の重要な施策等、公文書収集基準に基づき、選別を行ってございます。

公文書館は、基本的に保存期間というのは設定はしておりません。ただ、例えば昭和20年代の文書等でありますと、非常に紙が劣化したりいたしますので、そういった防止のための処置を、劣化防止のための処置を行いまして、書庫において保存をしております。以上でございます。

馬場委員 ありがとうございます。そうすると、今度の1957年と60年分の優生保護審査会の資料が、たまたま公文書館にあったというのは、どういう理由であったのでしょうか。

石松県政情報課長 明確な理由は分かりませんが、昭和30年代、40年代でありますと、そういった公文書を当時の県立図書館のほうに引き継いでおりました。県立図書館に引き

継いだものが、現在の公文書館のほうにも引き継がれております。以上でございます。

毛利副委員長 よろしいですか。

土居委員 私からは2点お伺いします。

まず、予算概要書の23ページの職員研修費です。

さきほど衛藤委員のほうからの質疑で、市町村職員との人事交流の実態はよく分かりました。今度は、大分県の自治人材育成センターである研修の模様をちょっとお聞かせください。ここでやっている管理職の研修とかではなくて、職員の皆さんに応募するというか、募集型の研修で、平成29年度の実態、どういうニーズがあって、どういうニーズが低かったのか、お聞かせください。

そして、30年度の計画をどのようにして計画したのか、お伺いします。

2点は、41ページです。地方税電子化推進事業費です。

平成29年度の当初予算額は約1,800万円、30年度は3,100万円と増額しております。この増額の理由をちょっと教えてください。

藤原総務部参事監兼人事課長 職員が希望して受講する研修、これが議員御質問の募集型研修ということですが、29講座あり、全体の定員641人に対して579人が受講しております、受講率は90.3%であります。

研修メニューについては、受講直後のアンケート調査や、一定期間経過後に行うフォローアップ調査などに加え、各部主管課長で構成する研修推進協議会においても、新たな行政課題に対応した研修であるかなどの視点から議論し、見直しを行っているところであります。

29年度の実施研修で特に大きな見直しはございませんでしたが、28年度まで実施し、29年度で廃止したメニューとして、政策立案のためのマーケティング研修と。これは平成17年から長いこと実施してきた分ではありますが、近年ニーズが減少してきたことから、29年度に廃止を行ったというものであります。

また、昨年から人事評価結果を人材育成に生

かすため、評価結果から職員に求められる能力を分析し、職員研修と連携をさせております。

30年度に関しては、班の中における組織力強化が求められていることから、係長級職員リーダーシップ力向上を図るため、フォローシップ研修を新設することにしております。以上であります。

吉富税務課長 地方税電子化推進事業費についてお答えいたします。

29年度にございました自動車保有関係手続に係るワンストップサービス、OSSの導入に係る開発経費が29年度で終了いたしまして、その運用に係る経費をこの地方税電子化推進事業に持っていったものです。そのためにこの形になっております。以上でございます。

毛利副委員長 土居委員、よろしいですか。

以上で事前通告者の質疑を終了いたしました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

河野委員 すみません、超過勤務の問題について、現状の把握についてお伺いをしたい点があります。

いわゆる働き方改革を進める上で、現状の認識という部分がどうなのかということが大きな前提になるかと思うんですけども、特にサービス残業というものが公務部門に存在するのか、その実態はどうなっているのか。いわゆる超過勤務の届け出をしない残業、それからいわゆる持ち帰り残業、こういったものが現実に行われていないのかどうか。それを把握、実態をどのように把握しているのか。そういったものが本当はないのかどうか。民間ではまことに大きな問題となっている部分であります。

そこで、さきほど出ましたテレワーク等につきましても、一定の要件で、事前申請があつて認められた人だけなんですけれども、現実の話をしてみれば、資料作成等具体的な業務を持ち帰ってやっている方は結構いらっしゃるんじゃないかというふうに思います。思いますというか、そういうのを見聞きしております。そういった部分で、いわゆる超過勤務手当の対象とならないそのような業務については、個人の都合であるからという形で、いわゆる賃金の支給対

象になっていないということもあろうかと思えます。あえてそれを実態把握するというものについては、賃金の支払い義務を認める形にもなっていて、やりにくいかという気もするんですが、そういった現実のいわゆるサービス残業については、公務職場がどうなのかという部分については、どのように把握を進めていращやるのか、まずお伺いしたいと思います。

藤原総務部参事監兼人事課長 超勤時間の仕組みについては、事前命令、事後確認ということで努めておりますので、その中でサービス残業というものはあってはならないというふうに思っておりますが、実際には非常に忙しくなると、命令時間と退庁時間との間に乖離が生じるという実態は否めないというふうに思っております。

もう一つ、持ち帰り残業の点に関しては、公務上、簿冊の持ち出し、データの持ち出し等については厳しく禁止されておりますので、そういったものは実際にはないというふうに認識をしております。

こういったことから、今回勤務実態を正確に把握するというシステムを導入し、サービス残業のない正確な勤務実態の把握に努めていきたいというふうに思っております。

河野委員 そういう答えだろうと思っておりますけれども、現実の姿としてみれば、いわゆる打ち出しをした紙ペーパーの資料をもとに、さらにそれをまとめる形の資料作成等の業務というのは日常的に持ち帰られているというふうに認識をしております。そういった部分について、いわゆる勤怠管理というものが厳格化すればするほど闇の中に隠れていく。それが超勤時間、実質的な超勤時間のつながりになっていく。これは民間のいわゆる過労死の問題でも、そこがクローズアップされてきているんだと私は思っております。その辺が、なかなか公務職場の中であらわにならないという部分について、非常に大きな問題かなと思っておりますが、その辺は今の御認識のとおりで、今後見直す予定はないんですね。

藤原総務部参事監兼人事課長 今の認識のもとで、今回客観的な勤務時間を把握するシステム

を導入し、実態に合わせていきたいというふうに考えております。

毛利副委員長 よろしいですか。

麻生委員 概要の1ページについてであります。今議会、代表質問や一般質問等々で、安心・活力・発展プランについての目標指標の見直し等々は上乗せ目標に変更したとかいったようなお話があるわけでありまして、そういった部分について、総務部が一番最初で筆頭でありますので、総務部にかかわる部分でその目標の見直し部分があるのかないのかお示しいただくと同時に、これから審議するに当たっての各部局冒頭に、そこの部分しっかり説明をした上で、予算の中身の説明に入っていただくことをまず1点お願いします。

それから、2点目、24ページであります。職員厚生費に関しての各種施策についての予算計上がなされております。県の職員さんが率先垂範して健康維持、あるいは働き方改革等々をやっていただくことが求められているわけでありまして。特に今年は、食育推進全国大会大分大会も開催されるというようなことの中で、対症療法、悪くなって対処するというよりも、予防を中心に行動を変えていくということが必要になってこようかと思うんですが、例えば健康診断にしても、お口の健康、例えば歯医者に口のクリーニングに、先進国は3か月に1回唾液の検査をした上で、3か月に1回とか半年に1回とか1年に1回とか、そういうような予防中心のやり方に変わっていつている。職員厚生費の構造改革をして、予防中心という形、心のケアも含めて、そういったことが必要ではないかなと思っておりますので、そういった抜本的な部分の少しずつでもやっていかないとはいけないと思うんですが、その構造改革についての基本的な考え方とか、苦慮している点があればお示しください。

藤原総務部参事監兼人事課長 職員厚生費の中に心の健康事業費というのを計上しております。これは、特に心の不調に対する早期発見というもので対応しておりますが、具体的には、職場で心の不調の悪くならないうちに組織的にメン

タルヘルスの心構えを習得した上で、上司が早く気づくと。職員の不調に気づくというふうな観点から、メンタルヘルス研修、班総括を対象にしたメンタルヘルス研修や、所属長に次ぐ統括推進員という立場にある職員に対して、メンタルヘルス研修などを行い、早期発見、早期対応につなげております。

幸行政企画課長 私のほうから、KPIの見直しということがありましたので、お答えいたします。

総務部としては、所管している政策そのものがないので、直接的にはないんですけども、1ページに書いていますように、行財政改革の部分については、全体の長期総合計画の中で行革の着実な推進ということでございます。行財政改革アクションプランそのものは、27年度策定して、その都度進捗状況をしていますので、さきほどおっしゃられたものについては、各所管、政策、あるいは施策所管において、しっかりやっていくということになろうかと思えます。以上でございます。

麻生委員 これから各部局の審査を行うに当たって、冒頭にしっかり説明をしていただくこと、そちらのほうからも各部局に通達を出しておいてください。お願いします。

それから、健康と。心に限った答弁でありましたが、健康を含めて全てにおいて率先垂範と。県庁の職員さんがやっぱり見本となるような形のありとあらゆる部分の構造改革という部分についての考え方について、しっかりと対処、アンテナを高く張って、もっと早くスピーディーにやっていただくことを要望しておきます。終わります。

毛利副委員長 ほかにございませんか。

末宗委員 ちょっと1点だけ。行政企画課で、私、持論なんですけど、総務課っていうのが県庁であんまりなくなってから各行政企画課とか、政策企画課とか、その二つの違いがいまだによく分からないんだけど、行財政改革、それと政策、これ一致したもんであって、分離した課が、総務部に行政企画課、企画に政策企画課という形であるんだけど、担当の課長としてそこらあ

たりを、今年どのような組織改編するかも含めて、ちょっと所見を聞きたいという気持ち。

そうして、予算を見ると、行財政改革推進事業98万円というぐあいに、大金かどうかよう分かりませんが、そこらあたりを含めて、ちょっとよろしくお願いします。

幸行政企画課長 それでは、最初に、行政企画費というか、事業の分がございましたので、このものにつきましては、今お手元の11ページにございます。そういった中では、行政情報サービス通信料というのは、iJAMPというものがございまして、情報共有、これを職員でやるというような予算が主なものでございます。

最初の御質問でございましたけれども、企画という名前がそれぞれの組織のほうについているんじゃないかということでもございました。

おっしゃるように、総務部であれば行政企画課、企画振興部であれば政策企画課、あるいは福祉保健部であれば福祉保健企画課と。この辺は、政策県庁を目標にするという意味も込めまして、各主管課においては企画機能を強化をするという趣旨から、組織名において企画という名称を用いさせていただいているところでございます。以上でございます。

末宗委員 課長の答弁は分かるんだけど、あのね、僕はあえて行政企画課と政策企画課と言ったのは、中身が同じなんじゃないかと。これ一体じゃないと、行政を推進する上で、なかなか支障が出るんじゃないかと。県庁の職員の方、たくさんいるけど、例えば行政企画はこうする、政策企画はこういう方針でやるというのが、結構困るところが本当はあるんじゃないかという。課長として実感はどうやろかなという。その実態は、一緒にした方がいいんか、今までどおり分けたか。名称は総務課というのがなくなったから、とりあえずそういう形で残しておくのもいいんかしらんけど、県民は分かりにくいんよね。そこらあたりを含めて、ちょっと所見を聞きたいんだけど。

幸行政企画課長 行政企画課と政策企画課がございまして、区分の仕方としては、まず政策企画課につきましては、さきほど申し上げた長期総

合計画、こういった部分の政策、あるいは施策という管理の所管をして、その分についての全体的な政策形成に事務を業務するというのが主でございます。

他方、行政企画課につきましては、組織の分を持っておりまして、事務事業評価というのがございます。そういった意味では事務事業についてのをきちんとする。それと、大きな視点としては、やはり行財政改革というのがやはり大きな課題としてございますので、そういった意味では歳入歳出両面からの行財政改革のアクションプラン、これをしっかり全庁的にすることで取り組んでいるところでございます。

毛利副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利副委員長 ほかに質疑もないようでありますので、これをもって総務部関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

→…←

議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、会計管理局関係予算

毛利副委員長 これより、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算の審査に入ります。

なお、これらの事務局関係予算については、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手をし、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

それでは、これより質疑に入ります。

事前通告者は4名おります。

堤委員 どうも、お疲れさまです。用度管財課に1点。印刷とか消耗品など、県内業者に随意発注をしているというのがありましたけども、平成29年度は県内業者に何社、どれぐらいの発注をしたのか、また、その随契の判断基準はどうなっているかという点を教えてください。

安藤会計管理局用度管財課長 お答えいたします。平成29年度用度管財課が集中調達している分といたしましては、県内に事業所を有する事業者から随意契約で調達した物品について、2月末時点の契約ベースでの件数と発注額は1,015件、5億7,681万8,777円となっております。

ちなみに、集中調達以外のもの、例えば大分市外の地方機関では、50万円未満のものなどが該当いたしますけれども、そういったものにつきましては、地方機関などが原則として地元業者から調達を行っております。

印刷物や物品の調達におきまして随意契約の判断基準でございますが、地方自治法施行令167条の2第1項に基づきます大分県契約事務規則第33条の規定でございます。その内容につきましては、印刷物などの請負契約となる場合は、予定価格が250万円未満、消耗品や備品などを購入する場合は、予定価格が160万円未満となっております。以上でございます。

堤委員 2月末で1,015件ということで、これ、どう言ったらいいのかな、これは全部、早い話が、250万、160万未満の件数ですよ。全体的には、金額はどれぐらいになるか。これ見りゃ分かるんだろうけど、ちょっとそれだけ教えてください。

それと、5億7千万しか書きとれなかったから、ちょっとゆっくり数字を言うて。5億7千何百というのを。

安藤会計管理局用度管財課長 それでは、全体の調達額、全体の調達額ということでよろしいんでしょうか。随意契約の全体、失礼いたしました。

それでは、随意契約の全体の契約額について申し上げます。全体といたしましては、1,089件、金額にいたしましては、6億996万5,845円。609965845でございます。

失礼いたしました。さきほどの金額でございますが、576818777円でございます。

木付委員 平成30年度予算に関する説明書の75ページ、第10款財産収入、第1項財産運

用収入の第2目利子及び配当金についてであります。前年に比べて5千万余の予算を計上しておりますが、この積算根拠を教えてください。

それと、次に、今日の日経見ますと、新発の10年国債の利回りが0.045%と、利回りの環境も、運用の環境もよくなっているみたいであります。これからの基金運用のこの見込みについてお尋ねいたします。

小石会計管理者兼会計管理局长 利子及び配当金の額が前年度の比で5千万円以上増えたということでございますが、利子及び配当金のうち、ほとんどが基金運用分の利子でございます。この基金運用というのは、私どもの大きな命題の一つでありまして、ある程度の成果が出てきたかなと今思っております。今回のこの質問はありがたく思っております。ありがとうございます。

さて、この5千万増えた内容でございますが、基金運用利子についての積算でございますが、基金所管課ごとに計上をしております。昨年度は、この想定利回りを0.2%で積算しております。今年度は、30年度は0.25%で積算しております。想定利回りということは、要はそのときのその年度の、そのときじゃないとまた金利が分からないということで、想定利回りということを使っております。

このように、利回りが向上して利子収入が増えるんじゃないかという理由でございますけれども、今までの既存の基金運用方針を全面的に見直しました結果でございます。その背景は、もう御存じのとおりでございますけれども、平成28年の1月に、日銀が金融緩和をやっておりますが、さらにこのときにマイナス金利政策をとるようになります。そのときに預金の金利が大幅に低下いたしました。さらに金融機関のほうも預金の獲得意欲がだんだん減退してきたなという感じがしてございまして、当時、預金につきましては、金融機関に引き合いをするわけなんですけれども、引き合い、入札でございます。大変低い金利になってしまったので、私どももこれは抜本的にちょっと見直さないとということにいたしました。今までの預金中

心の運用から、債権中心の運用にシフトしようということでございます。

それから、期間につきましても1年から5年持っていたのを、10年から20年までしようかなと。債権の見直しにつきましても、今まで国債とか地方債だったんですけども、さらに財投機関債という利回りの高い安定したものに切りかえようかというようなことでございます。

それで、具体的には、基金全体で1,100億ほどあるんですけども、そのうちの500億程度は長期的に運用できるんじゃないかなというふうに思いまして、500億円程度でのポートフォリオをつくったということでございます。

三つの柱がございまして、一つは、まず20年物の財投機関債、今言った財投機関債、一番今現在で利回りがいいというやつでございますが、これをまず買うと。これによって20年間同じ額の運用益が出るということでございます。

もう一つは、20年の定時償還地方債というのを買います。定時償還地方債というのは、通常、満期が来ましたら元本返してくれるんですけども、これは每期ごと利子とともに元金を返してくれるというやつでございまして、金利が上がるときにはこれをしたほうが、その都度、戻ってきた分について再運用できるということで、これはいいなというのを、これもしています。

それから、ラダー運用というのをやりまして、20年のラダー運用。ラダーというのは、毎年定額で運用するということでございますが、これをしました。

そういう、この、こういうことで、大体20年物を中心にしたことによって、今後20年間を見据えた対策ができたかなというふうに思っております。

今後はこの金利の動向にかかわらず、毎年度、今後の運用どうかというお話でございますが、今年度、30年度と同額以上に運用収益が確保できるかなというふうに思っております。

なお、長期金利の低下局面などがありますと、手持ちの債権よりもその場で売ったほうが得、

今度は売却益も出るぞというのをごさいますて、そういった場合については、債権の中途売却も視野に入れていきたいなというふうに思っております。

基金の運用収益は貴重な自主財源でございますので、安全性に十分配慮しながら、今後とも収益の確保に努めてまいります。以上でございます。

木付委員 ありがとうございます。会計管理者、よく研究されて、運用に精通しているんですが、残念ながらもう今年退職ということになります。

このごろ体制はどうなっているのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

毛利副委員長 小石会計管理者、簡潔にお願いします。

小石会計管理者兼会計管理局长 体制、今ほど申し上げましたように、ポートフォリオをしっかりと確立しましたので、誰が来ても同じ、継続的にできるような体制はできたと思っております。ということで、しっかりと引き継ぎをしながら、同じ体制、今まで以上に運用益が上がるように引き継いでいきたいと考えております。以上でございます。

毛利副委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

守永委員 3点というか、三つの委員会にお伺いしたいと思うんですが、会計管理局の関係なんですけれども、予算概要の3ページ、会計管理費の中に、金融機関窓口収納手数料というのは、これ新規ということでもいいんですかね、掲げているんですが、この手数料はどのようなものか、また新規に発生することとなった経緯を教えてくださいたいと思います。

次に、議会事務局の関係なんですけど、予算概要の2ページに、これ議会運営費にあるんで買ってるんだろうと思ってたんですが、この議会運営費の中に図書館協議会負担金が4万円組まれてあるんですが、この協議会っていうのは全国的な組織なのか、協議会の役割について教えてくださいたいと思います。また、図書館の図書購入費、これ議会運営費ではないよと後で教

えてもらったんですが、現在、書籍購入に係る予算、どの程度組まれているのか教えてください。

あと、3点目が臨時委員会事務局の関係になりますが、予算概要3ページの任用関係事業費について、公益財団法人の日本人事試験研究センターに負担金を納めているんですが、このセンターの役割について教えてください。以上です。

小石会計管理者兼会計管理局长 私のほうから金融機関の窓口収納手数料でございます。新規でございますが、県の交付金、いわゆる県税とか県の施設の使用料や手数料等でございますが、この収納方法につきましては県の窓口でじかに収納する場合に加えて、金融機関の窓口で現金収納したり、また口座引き落としとか、コンビニ収納とか、そういうのがございますが、・・・ございます。その中でこの金融機関窓口での現金収納事務、これにつきましてはこれまで無償でやっていただいております。実は指定金融機関は大分銀行なんですけれども、指定金融機関等から10年来、有料化の要望をいただいておりますが、今まではこらえていただいております。

それで、昨今の、さきほどのマイナス金利政策になりましたから金融機関のほうも現金収納事務に係る人件費の捻出が他の収益でカバーできなくなってきたという状況が生じてきたと聞いております。そういうことも含めまして、県の交付金の収納の相当部分、これは実はさきほどの収納方法いろいろありましたが、この窓口収納が一番多いんです。そういった部分について担っていただいておりますので、応分の負担をとということで、30年度から負担をするということになりました。以上でございます。

酒井議会事務局长 議会図書室関係の予算につきまして、2点御質問いただきました。

まず、専門図書館協議会の役割についてでございます。この専門図書館とは県立図書館等、公共図書館とは異なりまして、館長や地方議会等の公的機関、それから研究所や美術館、博物館等の調査研究機関、そのほか企業や団体など

が設置運営する図書館でございまして、各県議会の図書室もこれに該当しております。全国で395のこうした専門図書館等で構成する専門図書館協会におきましては、専門図書館の向上と発展に資することを目的に、図書館職員の研修会やセミナーの開催、それから資料、情報の交換、機関紙の発行等を行っております。本県におきましてもこの協会を通じて得た資料、情報等を図書室運営の参考としているところでございます。

2点目の議会図書室の図書購入に係る予算でございますが、事務局費の事務局運営費に90万円を計上しております。図書の購入にあたりましては、議員からの要望等に基づきまして地方創生や働き方などタイムリーな行政課題に関するもの等、議員の調査研究に資する書籍を事務局で選定いたしまして購入しております。本年2月末現在の所蔵図書数は1万9,813冊になっております。議員はもとより、議員の調査研究に支障のない範囲で事務局職員、それから執行部の職員、また一般県民にも御活用をいただいているところでございます。以上でございます。

下郡人事委員会事務局長 公益財団法人日本時事試験研究センターの役割についてということでございます。

この法人は、本県を含めまして全国45道府県及び19の政令指定都市が賛助会員となっております。地方公共団体の職員採用試験の問題の作成や提供のほか、試験技法の開発普及、研修会や講習会の実施などの事業を行っております。大分県も、この賛助会員となることで職員採用試験の問題の提供を無償で受けております。また、講習会への参加等も行っているところでございます。以上でございます。

守永委員 ありがとうございます。

まず、会計管理費の金融機関窓口収納手数料に関してなんですけども、これはマイナス金利で収益性が非常に厳しいという状況の中ではやむを得ないという判断をされたのだと思うんですが、ちなみに、手数料の見直しの期間っていうのは何年置きに見直しをするとか、そういう

定めがあるのか教えてください。

それと、図書館の関係ですけども、この図書の購入費、県民の皆さんにも利用いただくっていう視野を入れれば、議会事務局運営費の中であってということなのかなと思うんですが、事務局運営そのものも予算が非常に厳しいだろうと思うんですが、議会運営費で扱ってもいいんじゃないかと思ったりもするんですが、その辺の扱い方の見解があれば何か教えてください。

あとは任用関係事業費については内容は分かりました。公平公正な試験運用に役立てていただきたいと思います。よろしくお願いします。
小石会計管理者兼会計管理局長 窓口の手数料の見直しの期間はというお話でございますが、期間は特にありません。何も要望なければそのままということでございます。毎年度要望は来られますんで、その都度協議しながらということになります。以上でございます。

酒井議会事務局長 図書室に関しましては、これを大分県議会事務局内に設けて、大分県議会事務局長がこれを管理するというようになっております。貸し出し、それから閲覧におきましては、議員はもとより職員、それから一般県民の閲覧、それから貸し出し等も行っておりますので、議会運営費の中のほうで賄っていくことについては何ら支障がないと思っております。あっ、事務局費ですね、失礼いたしました。

毛利副委員長 よろしいですか。

二ノ宮委員 商工労働部・労働委員会の予算概要の95ページに15人分の委員報酬と運営費があります。そのことについて質疑でなく、ちょっと質問になるかと思いますが、昨日、春闘の集中回答日でした。大手3%賃上げと、5年連続ベースアップとなりましたが、これがいかに中小企業に波及するかということが課題だというぐあいに思っています。働き方改革の推進や非正規労働者が増加する中で、労働問題を扱う労働委員会については不当労働行為の審査や労働争議の調整などの件数が増加し、大変お忙しいというぐあいに思っています。先日も新人2人を含む15人の労働委員が決まったようですが、現行では公益労働者、それから使用者か

ら各5人ずつが選任をされています。

そこで、非正規やパート、それから契約労働者が増加し、以前とは違う労働環境が考えられますが、このことを労働委員会としてどのようにその把握をして、それから問題点などがあるかないかについて、お聞きをします。

太田労働委員会事務局長 非正規労働者についてのお尋ねでございます。

労働委員会につきましては正規、非正規の労働者の区別をすることなく常日ごろから不当労働行為等の審査の前段階として労働相談を受け付けており、さまざまな労働者の意見や状況を受けとめているところでございます。

昨年は労働委員会への労働相談は155人が相談に来られておりますけれども、その内訳をよく見てまいりますと、今、委員が御指摘のように非正規の労働者が半数以上を占めております。非正規の労働者からの労働相談の割合は年々増加傾向にあるものと思っております。

また、例年10月と2月でございますけれども、悩まずどんとこい労働相談を実施するとともに、雇用労働政策課の毎月の巡回特別労働相談へも同行することにより、その場でも事案の受け付けを随時行っているところでございます。加えて、県と労働組合とでつくる労働相談窓口連絡会に参加をし、労働相談を行っている労相等に当委員会の制度の紹介や利用の助言をしてもらうよう依頼をいたしております。

こうしたことを受け、今年度は不当労働行為事件の2件の処理を終えたところでございますけれども、なお新規申し立てが1件、現在、審理中となっております。さらに職員調査にはまだ入っておりませんが、2件の新たな申し立てが寄せられているところでございます。

なお、問題点というわけではありませんけれども、不当労働行為事件は裁判所と同じ準司法的な手続であるため、非常に敷居が高く、利用がしにくいというイメージがございますし、また事件申請受理後に当事者が感情的になり過ぎて和解が困難になる例も見受けられます。そういう抜き差しならない事態になる前の段階でのあ

せん制度を利用して解決が図る事案も多いのではないかなと思っておりますので、このようなあせん制度についても今後しっかり周知、紹介をしていくことが大切だなと思っております。労働委員会としては非正規労働者を含め、労働者の生の声をしっかりくみ上げていく必要を強く認識しており、今後とも各種の取組を着実に実施しながら、きめ細かな対応を行っている所存でございます。よろしくお願いたします。

二ノ宮委員 詳しくありがとうございました。

国が今、働き方改革に取り組んでいます。逆を言えば、それに取り組まなければならないような非正規を含めた労働環境が変わってきたんだというように思っています。そのことについて、恐らく県の中では労政課等の仕事だと思いますけど、一つ労働委員会というのは大変な権力といえますか、力を持っています。そういうことで、不当労働行為とか、今言われました労働争議の調停など、その背景とか問題点を把握をして、そして労政課と一緒にあって、本当に働きやすい職場ができるように、ぜひお願いをしたいというように思っています。

太田事務局長も今回、定年だそうです。ぜひこのことを引き継いでお願いをしたいというふうに思っています。以上です。

毛利副委員長 要望でよろしいですね。

二ノ宮委員 はい。

毛利副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了いたしました。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

末宗委員 人事委員会でちょっとお聞きしたいんだけど、今回の質問等が出てたんだけど、公務員の給料、手当等のパーセンテージ引き上げとか、引き下げとか、いろんな問題なんだけど、公務員、民間準拠ということをやっているんだけど、質問の過程で、大分県の状況はどうかということをしたら、大分県の統計はないとかいうお話は聞いてるんだけど、人事委員会が今、50人以上の従業員がいるところで統計をとっているわけやけど、それはどこの統括からどういう形で来てやっているのか。それと、それを決定する権限は大分県人事委員会にあるのかどうか

も含めて、ちょっと答弁をお願いします。

下郡人事委員会事務局長 お答えいたします。

私どもでは民間企業実態調査ということで、さきほど……（「聞こえません」と言う者あり）

毛利副委員長 大きく、大きな声で。

下郡人事委員会事務局長 民間企業実態調査ということで、50人以上の事業所について調査をいたしておりますが、これは国の人事院と共同で各都道府県の人事委員会が行っておりまして、この事業所の選定については人事院のほうで決定をして毎年無作為抽出で決定をしてこちらに来ますので、それに基づいて調査を行っているところでございます。人事院のほうで50人以上の事業所について調査を行うということで決定をしているということでございます。

末宗委員 ……決定権は。

下郡人事委員会事務局長 決定権は共同で行いますけれども、人事院ということになります。

末宗委員 ちょっと今、決定権は人事院、大分県人事委員会じゃないと言うたんだね、今。ちょっと今、奇妙に感じたんだけどね、大分県人事委員会でそれを決定する権限がなければ、大分県人事委員会はいらないんだけど、間違いない、ちょっと。

下郡人事委員会事務局長 権限といいますか、調査を行う権限というのか、調査を行って、大分県の状況について報告をして勧告を行うということの権限を行使しているということでございます。

調査については全国的な状況も含めて判断いたしますので、共同で行っているということで。

末宗委員 だから、どっちにあるの、大分県の人事委員会にあるのか……。

毛利副委員長 末宗委員、挙手を。

末宗委員 いえ、……説明した……。

毛利副委員長 もう一度言ってください。

細川人事委員会事務局公務員課長 多分お尋ねは、給与の決定のことでしょうか。給与の勧告、それから報告は各県の人事委員会が持っております。これは調査に基づいて勧告を議長及び知

事に行います。その決定はこの議会及び知事ということになります。だから、職員の給与は議会に諮って決定をしていると。各県の議会、知事が提案して議会が議決をいただいて初めて職員が給与を決定する。こういう仕組みになっているわけです。

末宗委員 今の説明でよく分かったんで、局長、言葉はね、ちょっと慎重に、間違えないようによろしく。

それで、僕の認識と一緒にんだけどね、聞いたかったんは、これから聞くんだけど、要するに人事院と人事委員会が50人以上でやってる調査なんだけど、それが僕に言わせたら民間準拠かどうか、国民はみんな疑って、そうだとは思っていないんだけど、それが民間準拠によってということ、国民のずれと公務員のずれがそこに生じるわけだけど、そこらあたりの感覚はどんなふうを考えて人事委員会を運営してるんかの所見を聞きたいんだけど。

下郡人事委員会事務局長 給与を比較する上では、組織の中でどういう役職があって、どういう職務を行っているかということで、それぞれ民間と公務との間での合致させて、そこでの給与を比較するということが行っているわけですが、ある程度の規模が、規模って今50人以上ってということで調査をしてるんですけども、それぐらいないとやはり県の職員、組織の陣容に合致、なかなか小規模な職場ですとできないということもあまして、調査を50人以上ということで決定しているところでございます。以上でございます。

末宗委員 ちょっと一言言いたいです。

毛利副委員長 これで最後になります。

末宗委員 もう答弁はいらんのだけど、50人以上というのが、例えば大分県にどのくらいの比率あるとか、そういうのは一応データとしてとって、ある程度、答弁せんでもいいからね、一応とって、それが本当に民間準拠になるかどうかというのは、たまたま人事委員会の局長になったんだから、それくらいのことは自分の中で吟味して、本当にこの世の中がそれで公平かどうかちゅうのは自分の心の中にいろんな痛

みがあるやろうから、思うとおりは言われんからね、痛みがあるだろうから、そういうのを、だけど今度は御卒業ということやから、含めてね、そういう本当の世の中のあり方、そういうものを含めてそれなりのデータを自分なりに集めて、世の中の真実が何なのかなというのを考えながら運営していただきたいと思います。要望で結構です。

毛利副委員長 進めさせていただきます。

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利副委員長 ほかに質疑もないようでありますので、これをもって議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。お疲れさまでした。

企業局関係予算

毛利副委員長 これより企業局関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

それでは、企業局関係予算について執行部の説明を求めます。

草野企業局長 では、企業局関係、御説明申し上げます。二つの予算議案について御説明をさせていただきます。

代表質問でお答えしましたように、平成30年度から向こう10年間の計画期間とする企業局経営戦略を初めて作成することにいたしましたので、まずこれから御説明をいたしたいと思います。お手元にお配りしております平成30年度当初予算説明資料の1ページ、大分県企業局経営戦略の概要をごらんください。1ページです。1、経営戦略の策定の目的にありますように、今後の企業局のあるべき姿を展望し、それを実現するための指針として策定するものです。

3の経営理念にありますとおり、大分の豊かな水を生かし、地域を支えるという経営理念を掲げ、さらに計画期間を「Road to Evolution～進化のための10年間～」

と位置づけまして、発電所リニューアル等により一時的に収支状況が厳しくなることが見込まれておりますが、経営基盤強化のために必要な事業を推進してまいります。

具体的には、右側上、6、経営理念実現のための三つの柱にありますように、今後50年間、企業局が安定経営を行うための当面10年間の道しるべとなるよう、1、効率的・効果的な経営の実現、2、安定的なサービスの提供、3、地域社会への貢献、県民福祉の向上の三つの柱に基づいて事業を実施してまいります。内容につきましては、後ほど平成30年度重点事業で御説明いたします。

続いて、資料の2ページ、10年間の収支計画・30年間の経営見通しをごらんください。

まず、左側の電気事業です。上の表は10年間の収支計画ですが、発電所リニューアルに伴い、一番下の行の純利益がマイナスとなる年度が見込まれています。具体的には、リニューアルに係る固定資産除却費を表の下から2行目にある特別損失として大野川発電所の解体にあたり平成30年度の6億円、31年度の4億円等、工事期間中に計上します。その結果、一番下の行の純利益は30年度で4億5,400万円のマイナス、さらに36年度及び37年度は芹川発電所のリニューアルによる赤字となる見込みであります。しかしながら、表の下3行目の経常利益は、大きな渇水にならない限り、毎年黒字となる見込みであります。

下のグラフは30年間の収支の推移、もうちょっと長い期間を見てます。折れ線グラフが収入、棒グラフが支出をあらわしています。グラフの下の説明文の上から二つ目に記載していますが、収入につきましてはリニューアル予定発電所のうち大野川、別府及び芹川第一・第二発電所はリニューアル後の固定価格買い取り制度、いわゆるFITによる予定売電単価、例えば大野川ですと24円で試算しています。これまで年間22から23億円程度でありました収入が計画期間以降はこのFITの恩恵によりまして年間で30から32億円で増収を見込んでおります。

なお、収入に年度間の動きがありますのは、FITで増収になる一方、他の発電所のリニューアルや、10年から12年に1度オーバーホールを行っておりますが、それに伴う減収を見込んでいるためであります。

リニューアル事業に伴う費用の増加により、一時的に純利益のマイナスが見込まれているのは、棒グラフが折れ線グラフを飛び出している年度です。さきほど説明した以外に43、44年度、この赤字は北川など3発電所のリニューアルによるものです。

なお、北川発電所以降はFIT制度が不透明ですので、収入のほうでは現在の単価で計上しており、固定価格買い取り制度では見込んでおりません。ごらんのように、長期的にはそうした中でも黒字で推移すると見込んでおります。

次に、右側の工業用水道事業をごらんいただきたいと思います。上の表の10年間の収支計画の一番下の行の純利益は、直近の5年平均ではこれまで大体5億円程度あったものが、平成28年度に完成した給水ネットワークの運用による電気料、隧道点検補修等に伴い、1億円前後に減少することが見込まれています。

下のグラフが30年間の収支の推移ですが、収入につきましては工業用水の料金は責任水量制ですので、平成30年度当初契約水量が続くと仮定しまして、おおむね22億円を見込んでおります。支出につきましては、今申し上げました隧道の点検に加え、浄水場や管路の老朽化状況の計画的な調査・補修等を計画しておりますので約21億円と、これまでに比べ大幅に増加を見込んでいます。アセットマネジメントシステムの運用により費用の平準化を図ることで、費用の合計が茶色い収入のラインを下回る見込みとなっております。

計画期間においては、両事業ともに純利益がこれまでよりも大きく減少する見込みであるため、これまで以上に効率的・効果的な経営に努めながら、長期的な展望に立って、持続可能な経営基盤確立のため、必要な投資を着実に推進していきたいと考えています。

なお、経営戦略は今月下旬に決定することと

しています。

以上のことを踏まえまして、来年度の重点事業について説明させていただきます。

資料の3ページ、平成30年度大分県企業局（電気・工水）当初予算の重点事業をごらんください。3ページであります。電気、工業用水道事業ともに経営戦略の戦略の柱Ⅱを中心に重点事業を整理しています。また、資料の5ページに電気事業、6ページに工業用水道事業の重点事業を写真入りの位置図でお示ししております。本日はこの中から主なものについて説明させていただきます。

まずは3ページの左側、電気事業をごらんいただきたいと思います。1点目の発電所リニューアルの推進では、大野川発電所は平成27年の運転開始から65年が経過し、老朽化が進んでいることから、企業局初の発電所の大規模改修、リニューアルを行います。再稼働後はこの前説明いたしましたように、FITにより増収となる見込みであります。今年度は詳細設計や河川法申請等の諸手続、工事用道路の整備などを実施しており、平成30年度から発電所の解体工事等の本体工事に着手し、平成32年度の完成を目指しております。

並行して別府発電所についても本年度は基本設計を行っており、平成30年度は主要機器である水車及び発電機を発注するとともに、国へFIT認定の申請等を行うことにしております。36年度の完成を今のところ目指しております。その下の芹川発電所については、40年度以降の運転開始を目指して準備に取りかかる所でございます。

続きまして、4点目のその他経年施設の適切な修繕・改良工事等の実施の一つ目、北川ダム維持流量放流設備新設事業、これは北川ダム下流の河川環境を保全するため、北川ダムから常に一定の放流を行うための施設を新たに建設するもので、平成23年度から施工しております。河川法上、非ハイス期、11月から5月ぐらいにしか施工できないことや、地盤が非常にかたいこと等により事業が長期化しておりますが、本年1月に導水トンネルが貫通しましたことから、

今後は平成31年度の完成を目指して事業を進めていきます。

次に、右側の工業用水道事業をごらんください。写真では資料の6ページとなっています。さきにちょっと写真のほうをごらんいただきます。1点目の給水ネットワークを用いた隧道点検ですが、平成28年度に完成した給水ネットワーク再構築事業は、図の一番下にある白滝取水口から下流に向かう三つの系統の送水ルートを相互に補完するものであり、災害事故時に1系統が機能不全に陥っても他のルートから水を供給することができるようになりました。この体制を活用して、平時に断水することなく、点線に示したそれぞれの隧道に人が入っての点検、補修が初めて可能となりました。今年度は図の下の判田取水場から浄水場までの揚水隧道の点検を実施しております。来年度は一番右のルートの送水隧道火振・志村線を写真5のイメージで点検するなど、今後も計画的な点検・補修を実施していきます。

資料の3ページにお戻りください。続いて、中ほどに記載している3点目のIoT、AI等の活用による業務の効率化・高度化です。AIを活用した河川の濁度変化の予測などIoT、AIが活用可能な業務の調査・検討を行います。

次に、5点目のその他、経年施設の適切な修繕・改良工事等の実施の一番上、大分市青崎地区にある6号地でフジボウ愛媛が工業用水を受水できるように知事部局から工事負担金を受け入れて配水管を布設します。

なお、両事業の一番下の地域貢献、県政貢献では、今年度に引き続き知事部局の芸術文化基金に5千万円、企業立地促進等基金に1億円、計1億5千万円の繰出しを予定しております。

以上の重点事業を織り込んだ二つの予算議案について御説明申し上げます。

まず、第14号議案平成30年度大分県電気事業会計予算でございます。議案書では120ページから162ページにかけて提案させていただいておりますが、お配りしている資料の4ページ、平成30年度大分県企業局当初予算(案)の概要で説明をさせていただきます。

それでは、電気事業会計をごらんください。上の表、収益的収入及び支出です。右の欄の収入ですが、主に九州電力から電力料収入などにより表の下、計B欄のとおり、総額23億5,815万6千円を見込んでおります。

次に、左の欄の支出ですが、下から2番目の4、特別損失でリニューアル事業の解体工事による固定資産除却費を計上したこと等により、表の下、計A欄のとおり、総額26億7,727万8千円を予定しております。

その結果、表の一番下、収支差額BマイナスAは特別損失の影響によりマイナス3億1,912万2千円を見込んでおります。

なお、予算における収支差額は消費税込みとなっておりますので、資本的収支を含めて消費税を整理した後の純損失といたしましては、欄外に参考として記載のとおり、マイナス4億6,380万9千円を見込んでおりますが、特別利益及び特別損失を除いた経常利益としては1億3,650万1千円の黒字を見込んでおります。

続きまして、第15号議案平成30年度大分県工業用水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書では163ページから205ページにかけて提案させていただいておりますが、電気事業と同じく、お配りした資料で説明します。

4ページの右側、工業用水道事業会計をごらんください。上の表、収益的収入及び支出の収入ですが、表の右側に記載のとおり、料金収入などにより表の下、計B欄のとおり、総額23億8,292万2,千円を予定しております。

支出につきましては、営業費用のうち、ポンプを動かすための動力費などにより表の下、計A欄のとおり、総額22億7,034万3千円を予定しております。差し引き収支差額はBマイナスA欄のとおり、1億1,257万9千円、税抜き純利益及び経常利益は欄外、参考に記載のとおり、1億656万円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

毛利副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が3名おります。

それでは、順次指名してまいります。

堤委員 まず、1点が工業用水道の譲渡承認についてですね。工水の譲渡に関する規定の第4条の1項に、水道水が供給されがたい事情があることの場合、譲渡はオーケーですよというふうな規定があるんですけども、どのような具体的に事情があるのかということをお教えください。電気事業では、FIT制度が2017年度が改定されましたけども、松岡の太陽光発電等に与える影響は具体的にどういうものがあるのか。この2点についてお伺いをいたします。

岡田総務課長 工業用水の譲渡承認についてお答えいたします。

工業用水のユーザー企業さんが工業生産を行うために必要な原材料及び製品等の輸送に使用される船舶に対して、船のバラスト水、飲料水などとして使用する目的で他者に譲渡する場合は、企業局長の承認を要することとしております。その条件の一つに、堤委員からありましたように、水道水が供給されがたい事情があるなどの要件を設定しております。

船舶への譲渡を行っている企業につきましては、企業局への承認申請を行う前に大分市で上水道の給水申し込みを行っておりますが、要求量全量の給水は不可能という旨の回答があったということから、水道水が供給されがたい事情として認めて承認をしたところであります。以上でございます。

長井工務課長 それでは、FIT制度についてお答えいたします。

松岡太陽光発電所と大野川発電所につきましては旧制度で認定を受けておまして、新制度では事業計画を提出するという事になっておまして、両発電所とも事業計画を提出しておまして、影響はないということでございます。

堤委員 影響がないということで、分かりまし

た。

大分市に申請をしたと、工水だけね、これいつごろの申請ですか。

岡田総務課長 昭和48年でございます。

堤委員 ということは、それがずっと大分市が昭和48年に水道水を引くことは難しいよと。それは今でも結局それが継続してるという、そういう認識でいいんですか。

岡田総務課長 年数はたっておりますが、現在、大分市水道局からの全量給水ができるかどうかについては、把握はしておりません。

毛利副委員長 よろしいですか、はい。

桑原委員 堤委員からも質問ありましたけれども、FITの買い取り価格が2018年度から10キロワット以上の太陽光発電の調達価格が21円から18円に下がるということで、影響はないということなんですけれども、この調達価格算定委員会が、同じこの委員会が平成30年度以降の調達価格に関する意見というのを出していますけれども、それによると、2020年には1キロワット時あたりの発電コストを14円、発電コストですね、2030年には7円に引き下げるという目標が掲げられておりますね。これそんな、全然その長期にわたって影響がないと言い切れるのかどうか、そこの御見解をお願いいたします。

岡田総務課長 太陽光発電の収支見込みでございますが、松岡太陽光発電所は平成24年度に固定価格買い取り制度の認定を受けて、25年から運転開始しております。運転開始から20年間は1キロワットあたり40円で販売できるということが保障されておりますので、松岡太陽光発電所は今後も安定した経営ができると考えておるところでございます。

桑原委員 分かりました。

じゃあ、県がこの太陽光発電の事業をする意義っていうのは何でしょうか、教えてください。

岡田総務課長 県の企業局では、再生可能エネルギーということで、水力発電に取り組んでおるんですけども、新たな再生可能エネルギーということで太陽光発電が注目されておまして、大分県としても、企業局としても、新たな取組

を始めたところです。ちょうどこの土地は工業用水道事業の資産でありまして、使っていない状態でありましたので、そこを活用するという形で新たな取組を始めました。この取組を試しまして、その技術的なものとか成果について、広く企業さんとかに広めていきたいという趣旨でございます。

桑原委員 こういう県が行う事業っていうのは、公共性があるからこそ初めて僕は許されるものだと思っております。影響ないということでしたが、私は採算がとれるかどうかという問題以前に、県みずから太陽光発電事業を行う必要があったのかどうか、大変疑問に思っております。水力発電の場合、ダムは水道事業の水源として公共性がありますので、少なくとも水道インフラの所有権は県が持つべきだという主張は理解できます。

ただ、この太陽光発電にはそういう公共性というのが私はあるとは思いません。だからこそ他の地域では民間の事業者がメガソーラーの運営をしているということです。松岡太陽光発電所は当初、再生可能エネルギー導入促進のリーディングモデルという位置づけであったようですが、県がリーディングモデルをつくらなくても民間の事業者は高額で設定されていた調達価格を目当てに太陽光発電に参入したでしょうし、現在はむしろ参入する民間の事業者が多過ぎることが大きな問題となっているのが現状です。

こういうことを考えると、県営メガソーラーはやる、このまま続けるのでしょうか、公共性の面からいってです。

岡田総務課長 やはり再生可能エネルギーの確保をしていくということで、一定の公共的な意味はあるかと思っております。また、太陽光発電で得られる収益をもとに現在、県政貢献ということで、一般会計の繰出しが今、実現しているという面もございます。

もともとの工業用水道事業としての用地が遊休、あいておりましたので、その遊休地の活用という面でもあわせて実行をしたところがございます。以上でございます。

毛利副委員長 もう再質問2回。

桑原委員 質問ではなくて意見です。

毛利副委員長 いや、2回なっておりますんで、ぜひ今度、分科会で言っていたきたいと思います。

守永委員 資料の2ページになりますが、電気事業会計の収益的収支についてなんですけど、この収支計画では、10年間の収支計画を見たときに、施設整備に関連して赤字となる年度があるということでの説明もございましたが、大規模な施設を企業局としては抱えて全体を運営するという状況の中で、過去にも自然災害で崩れたというか、いわゆる滑落したケースもありますし、そういった自然災害、突発的な修理対応とか、そういったことを踏まえたときに、将来的に大規模施設を健全に運営していくということが可能なかどうか、その辺の見通しを教えてください。

草野企業局長 お答えいたします。

収入と支出の関係についてはさきほど御説明しましたように、長期的には黒字ということで大丈夫なんですけど、多分資金がちゃんと合うのかねという御質問だと思います。

今、企業局、いわゆる独立採算でやってて、一般会計に御迷惑かけない形で、県民に御迷惑かけない形でやってます。これは将来的にもぜひその体制でやりたいというふうに考えてまして、内部留保を持たせていただいております。平成29年度末で見ますと、約52億円、内部留保を電気事業では持っています。工業用水事業では約44億円、合わせて100億円程度の内部留保があります。

今後いろんな、特に電気事業、ことが予想されるんですが、リニューアルをやることによって内部留保も一時的には減少してまいりますけど、将来的にはだんだん増えていくというふうに見込んでまして、その内部留保をうまく使いながら、また場合によっては企業債も使いながら、県民、一般財源に迷惑かけない形でやっていけるのかなというふうに思っています。

ただ、御指摘は本当に大事な問題だと思っておりますので、そこは心して節減等々に努めていきたいと思っております。以上であります。

守永委員 いわゆる社会的な貢献事業で1億なり5千万なりを抛出しているという状況もあるんですが、それも健全な運営が成り立ってこそというふうなことでありますし、ある意味そういう中で県政の一般財源に貢献できるということの存在価値があるのかなというふうに思っていますので、ぜひ健全運営に向けて長期的に見ながら運営をお願いしたいと思います。以上です。

毛利副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了いたしました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

衛藤委員 企業局経営戦略についてです。

企業局の存在意義っていうのは、県内地域の工業を支えるっていうところにあるというように思っております。その企業局の存在意義を考えたときに、まず最初に来るのが県内の工業をどのようにして発展させるか、そして安定させていくかっていうところであると考えております。

企業局の経営が安定して、企業局の事業のみが発展しても、県内工業が廃れては本末転倒であるのではないのでしょうか。この優先順位をぜひ企業局の経営戦略にも明確に書いていただければと思います。経営理念のところにもある、経営理念を見ると、最後に少し県政貢献等により県経済の振興や地域社会の発展にも寄与しますとか、一番最初に来てないと思うんで、この存在意義をきっちり明記していただければとお願いする次第です。要望です。コメントあればお願いします。

毛利副委員長 要望ですか。何かこれに対して答弁があれば。

草野企業局長 もう委員おっしゃるとおりでありますので、経営理念のところ、資料の1ページの3のさきほどの経営理念ですね、ちょっと読ませていただきます。

大分県企業局は豊かな水を生かしてクリーンな電力と低廉な質の高い工業用水を安定的に供給するとともに、ここは委員が言われたところだと思います。かんがい用水や上水道原水を守り、また多目的ダムの管理により洪水防止や用

地砂河川環境を維持する役割を果たし、さらには県政貢献等により県経済の振興や地域社会の発展にも寄与しますということで、県民から信頼される地方公営企業として将来にわたり地域を支え、県民、地域とともに歩んでいきますという、この理念の中に気持ちを込めておりますので、お察しいただきたいと思います。

毛利副委員長 ほかにございませんか。

麻生委員 ただいまの地域貢献、それから県政貢献に関連をするんですけども、市町村ハンドブックを拝見して、各市町村の1人あたり県民所得、その数値を見てまいりますと、九重町が非常に高く、これどうしてなのって聞くと、地熱発電所の貢献度が高いということのを伺ったんです。

じゃあ、県の企業局の各発電所とか、そういったものがそれぞれの市町村にどれだけ貢献しているかというような指標も必要になってくるのかなと。1億5千万、一括でぽんと入れているわけでありまして、ある意味その使い方、今回芸術文化であるとか、そういった部分の使い道に関して考えるときに、各それぞれの発電所がどれくらいそれぞれの市町村に貢献しているかという指標だけは私、持っておく必要があるんじゃないかなと思ひまして、そういった部分について何か指標を出せるのかどうかも含めて教えてください。

草野企業局長 実は今回、経営戦略出すのにパブリックコメントをいたしました。委員と同じ御指摘がありまして、そういう貢献も必要なんじゃないかということです。そういうのもちゃんと見せたらどうかということで、御案内のように、土地とか建物を持っていますと固定資産税相当分を交付金という形で市町村に、差し上げてるといいう言い方がいいのかどうか分かりませんが、交付しております。それを新年度以降、この計画策定以降はホームページ等でしっかりお見せして、こういう形でということでお示しできればというふうに考えてます。

市町村がつくってくれている、例えば豊後大野の施設なんかにも、企業局のその交付金できてますよとかいうふう書いてくれたりして

ますけど、そういうことについてもしっかり宣伝というか、県民の理解を得たいというふうに思っています。

金額はちょっと担当から。

岡田総務課長 平成30年度の市町村交付金は、電気事業全体で7,819万余りになっております。

大分市が多いんですけども、大分市で1,219万ほど、由布市が1,922万等となっております。工業用水道事業のほうは事業所等の効果が市内にとどまっておりますので、交付金の対象になっておりませんので、ちょっとこれは少ない状態であります。以上でございます。

毛利副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。ほかに質疑もないようでありますので、これをもって企業局関係予算に対する質疑を終わります。

—————→…←—————

毛利副委員長 以上で、本日の審査日程は終わりました。

次会は、明16日午前10時から当議場で開きます。

これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。